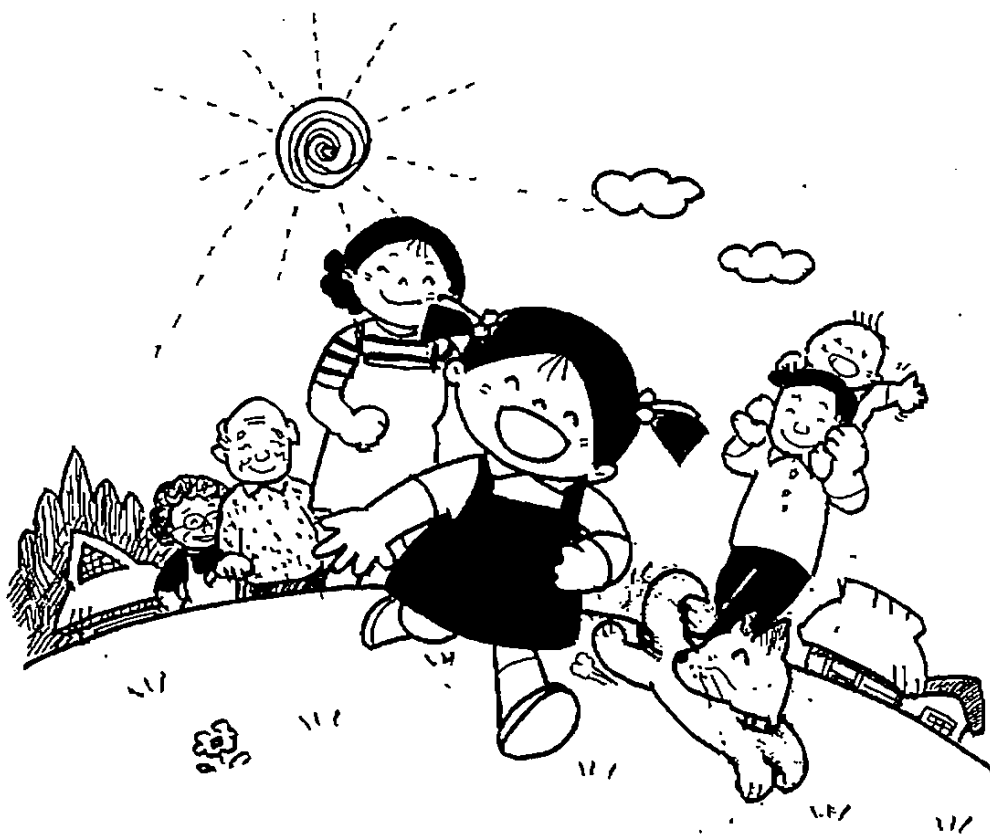


# 久米南町子育てプラン

子ども・子育て支援事業計画  
次世代育成支援対策行動計画  
健やか親子21(第2次)



「声かけて みんなで 育てよう 子ども達」

平成27年3月

岡山県久米南町

表紙の絵は、上村 園田壽美恵さんのイラストです。

## 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	1
2 計画の性格	2
3 計画策定の時期及び計画期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
6 子ども・子育て支援法におけるサービス	4
第2章 久米南町の子ども・子育てに関する現状と動向	6
1 人口、児童数に関する現状と動向	6
2 久米南町の世帯に関する状況	10
3 母子保健に関する状況	11
4 保育・教育施設の利用状況	16
5 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	18
6 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	20
第3章 久米南町子育てプランの総括	39
1 目標と施策	39
2 計画の課題	40
第4章 計画の基本的な考え	46
1 基本理念	46
2 基本目標と分野別施策の展開	47
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量・確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 教育・保育提供体制の確保	58
3 教育・保育施設の一体的提供の推進	59
4 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み	59
5 地域子ども・子育て支援体制の確保	60
6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取り組み	66
7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取り組み	66
第6章 計画の推進に当たって	67
1 計画の推進体制	67
2 計画の点検・評価・改善	67
資料 久米南町母子保健計画・健やか親子21の指標と目標量	69



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の概要

### ■計画策定の趣旨

近年、全国規模での少子化、核家族化の進行と、子ども・子育て支援が質・量において、ともに不足している現状の中、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所などの待機児童の存在が深刻な問題となっています。

このような子育て事情を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、町を実施主体として、主として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

久米南町では、これまで久米南町子育てプラン（次世代育成支援行動計画、母子保健計画、健やか親子21）において、「子どもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する」を基本理念とし、町民、関係機関・団体、行政などが協働で子どもの成長を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後もこの基本理念を継承しつつ、これまでの取組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指す必要があると考えられ、町の子ども・子育て支援事業計画においても、次世代育成支援行動計画の内容を再度見直し、計画に反映させていきます。

### 子ども・子育て関連3法

#### ■子ども・子育て支援法

#### ■認定こども園法の一部改正法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

#### ■子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 2 計画の性格

---

「久米南町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、「次世代育成支援行動計画」は、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の第54条により、義務策定から任意策定に変更されましたが、一方「子ども・子育て支援法」の附則第2条の2において延長されており、本計画のうち放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室に関する部分は次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による市町村行動計画として位置づけられます。

このため、本計画は次世代育成支援行動計画が果たしてきた子ども・子育て支援施策を含め、子どもの育ち・子育ての総合計画「久米南町子育てプラン」と称し、「久米南町母子保健計画」、「久米南町健やか21（第2次）」としても位置づけて取り組んでいきます。


また、本計画は、子ども・子育て支援法などの関連の法律、本町の第5次久米南町振興計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら策定していきます。

## 3 計画策定の時期及び計画期間

---

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
本計画						
次期計画					見直し	

## 4 計画の対象

---

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至る0歳からおおむね18歳までの子ども・青少年とその家庭、地域住民、行政などの個人及び団体を対象とします。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう施策の推進を図ります。

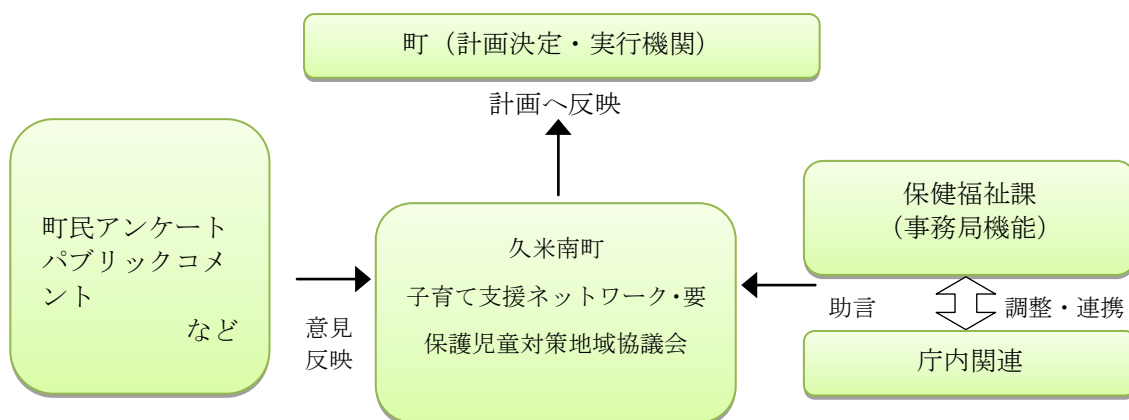
## 5 計画の策定体制

---

本計画の策定にあたり、平成18年度に設置した「久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会」で、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、業務の円滑な実施に関する計画の策定や変更に際して、意見を述べる機関です。

また、久米南町子育てプラン策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートを実施し、さらに計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施します。



## 6 子ども・子育て支援法におけるサービス

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。また、「教育・保育給付」は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 公立認可保育所	
		3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園	
			幼稚園型認定こども園	
			保育所型認定こども園	
			地方裁量型認定こども園	
		地域型保育給付	4. 小規模保育	
	5. 家庭的保育			
	6. 居宅訪問型保育			
	7. 事業所内保育			
	地域子ども・子育て支援事業	1. 時間外保育事業（延長保育事業）		
		2. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		
		3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
		4. 地域子育て支援拠点事業		
5. 一時預かり事業				
6. 病児・病後児保育事業				
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）				
8. 妊婦健診事業				
9. 乳児家庭全戸訪問事業				
10. 養育支援訪問事業				
11. 利用者支援事業（新規）				
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）				
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）				
子ども・子育て支援法の給付に関する規定の適用外		私立認可保育所（委託費を支弁） 新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		



## 子ども・子育て支援法におけるサービスの概要

### ■子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・公立認可保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合に、子ども・子育て支援法に基づき給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設などからサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

#### ●施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「公立認可保育所」などの教育・保育施設です。

#### ●地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、町による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類があります。

### ■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め子ども・子育て支援法で13事業に定められています。

## 第2章 久米南町の子ども・子育てに関する現状と動向

### 1 人口、児童数に関する現状と動向

#### (1) 人口の推移

本町の総人口は年々減少してきており、平成26年には平成17年と比べ12.6%の減少の5,234人となっています。

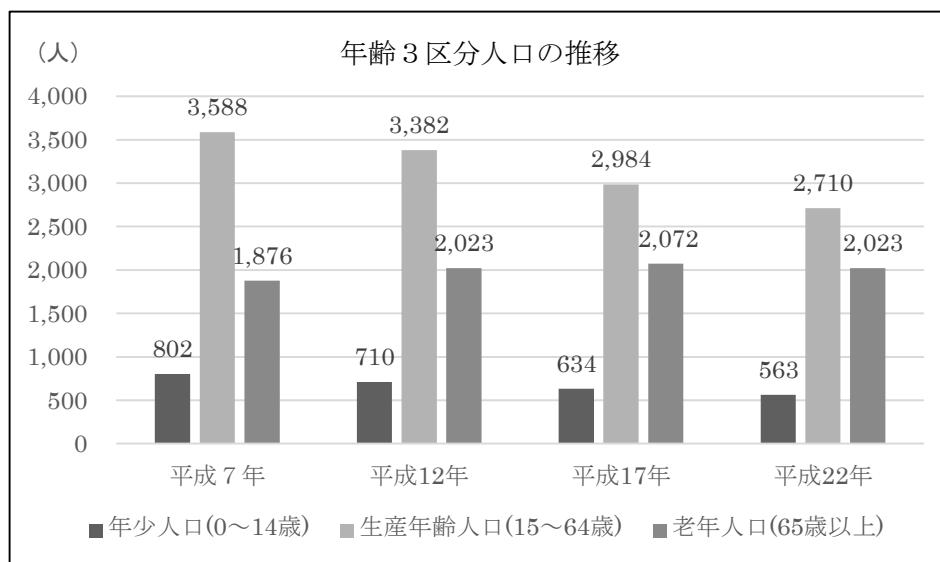
(各年4月1日現在 ※外国人を含む)



(資料：住民基本台帳)

## (2) 年齢3区分別人口の推移

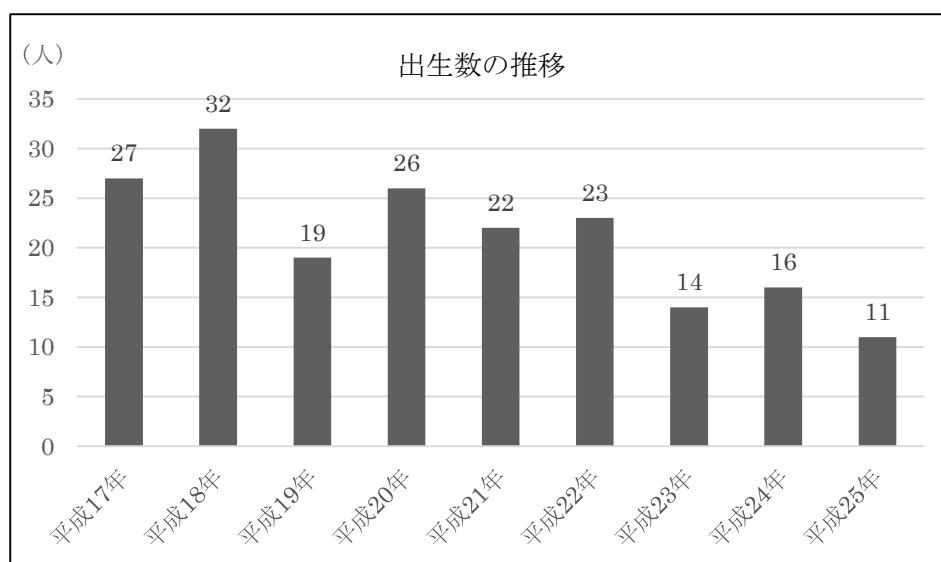
人口を0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）・65歳以上（老年人口）の3区分別で見ると、老年人口は横ばいで推移していますが、年少人口と生産年齢人口が年々減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



(資料：国勢調査)

## (3) 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、今後も少子化が続くと予想されます。



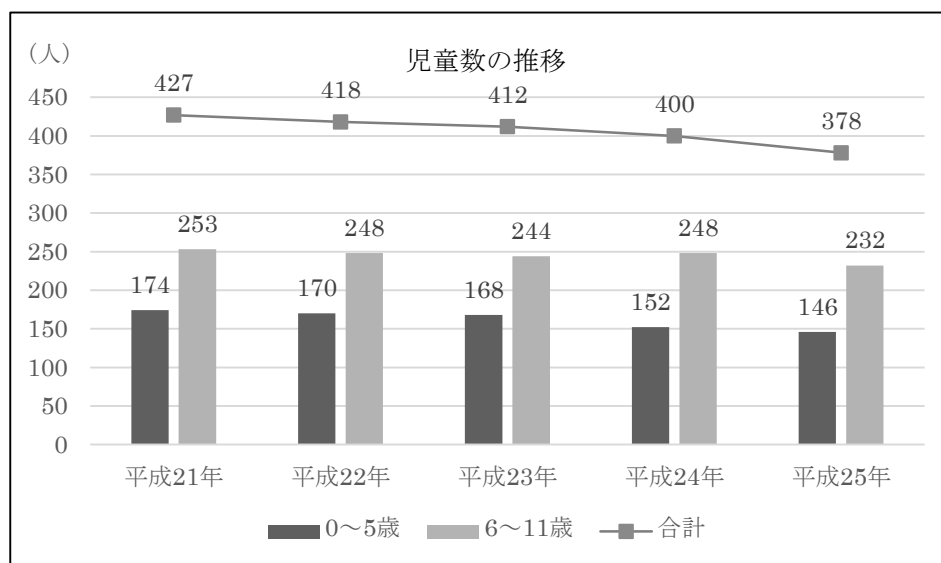
(資料：住民基本台帳)

(4) 乳幼児・児童数

就学前児童数、小学生児童数ともに年々緩やかな減少傾向となっています。0歳から11歳までの児童数では、平成21年と比べ平成25年には11.5%の減少となっています。

乳幼児・児童数(人)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	24	22	22	13	22
1歳	20	26	27	24	14
2歳	31	24	24	25	25
3歳	35	31	27	30	25
4歳	32	35	33	28	31
5歳	32	32	35	32	29
小計	174	170	168	152	146
6歳	44	33	36	39	33
7歳	43	44	35	36	37
8歳	44	43	44	36	37
9歳	41	44	43	47	36
10歳	44	40	46	45	46
11歳	37	44	40	45	43
小計	253	248	244	248	232
合計	427	418	412	400	378

(資料：住民基本台帳)

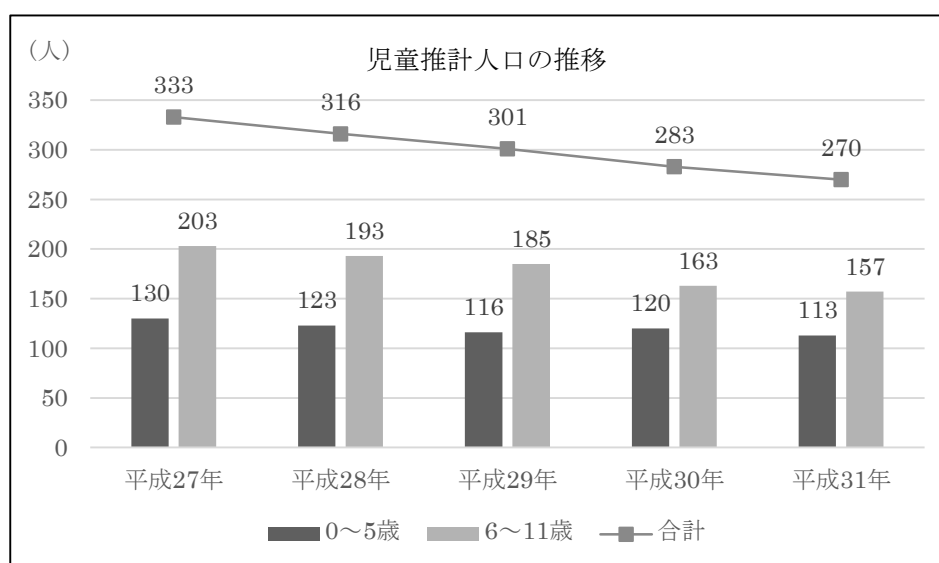


(5) 児童人口の推計

平成 21 年から平成 25 年の男女別 1 歳ごとの児童人口（住民基本台帳）に基づいて、平成 27 年から平成 31 年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、就学前人口、小学生人口ともに年々減少していくことが予測され、平成 31 年の児童人口は、平成 25 年と比べ 28.6%減少することが見込まれています。

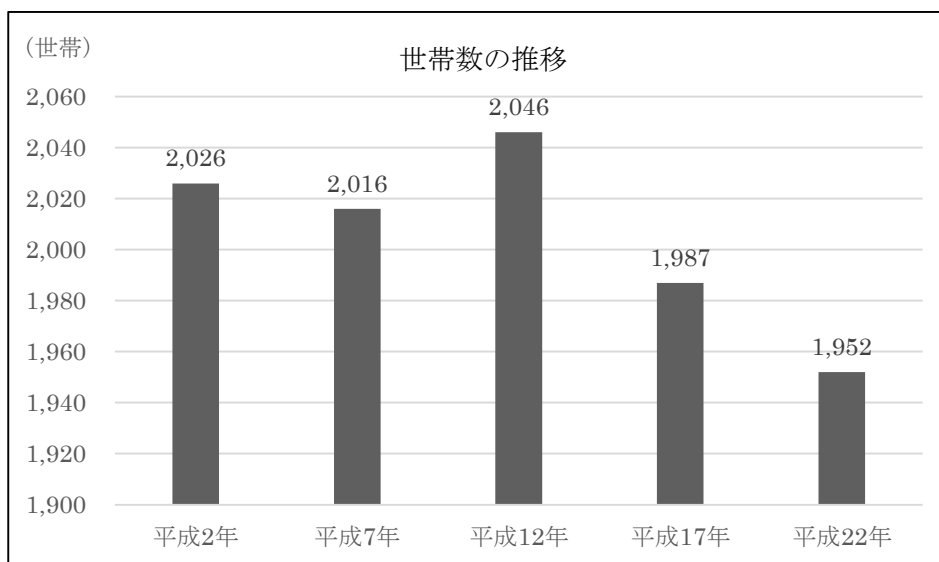
推計児童数(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	18	16	16	15	15
1 歳	21	20	18	18	17
2 歳	24	21	20	18	18
3 歳	14	24	21	20	18
4 歳	26	15	26	23	22
5 歳	27	27	15	26	23
小計	130	123	116	120	113
6 歳	33	28	28	15	26
7 歳	29	32	27	27	15
8 歳	33	30	33	28	28
9 歳	38	33	30	33	28
10 歳	36	36	32	29	32
11 歳	34	34	35	31	28
小計	203	193	185	163	157
合計	333	316	301	283	270
平成 25 年度比	88.1%	83.6%	79.6%	74.9%	71.4%



## 2 久米南町の世帯に関する状況

### (1) 世帯数の推移

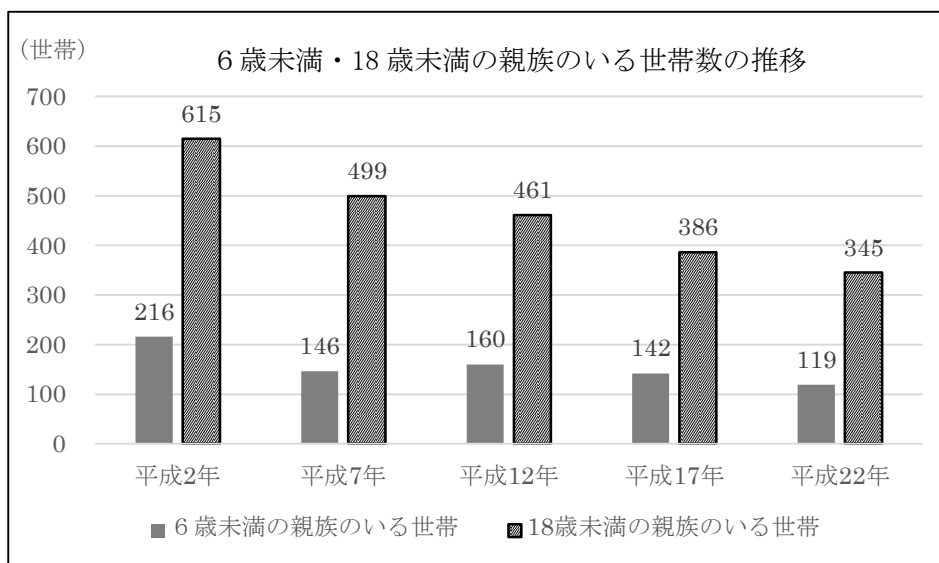
本町の一般世帯数は、平成12年の2,046世帯をピークに減少傾向にあり、平成22年には1,952世帯となっています。



(資料：国勢調査)

### (2) 子どものいる世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数ともに年々減少しており、平成22年の6歳未満の子どものいる世帯数は、平成2年と比べ44.9%の減少、平成22年の18歳未満の子どものいる世帯数は、平成2年と比べ43.9%の減少となっています。



(資料：国勢調査)

### 3 母子保健に関する状況

#### (1) 出生児体重の年次推移

出生体重 2,500 グラム未満の低体重児は、平成 24 年の出生割合は、岡山県は 8.5%、久米南町は 5.9%でした。

年	出生数	出生率	出生時体重別出生数									
			2,000g 以下		2,001~2,500		2,501~3,000		3,001~4,000		4,001g 以上	
21	24	4.3	1	4.2	3	12.5	6	25.0	14	58.3		
22	23	4.2			3	13.0	8	34.8	11	47.9	1	4.3
23	15	2.9			1	6.7	9	60.0	5	33.3		
24	17	3.3			1	5.9	11	64.7	5	29.4		
25	12	2.3			1	8.3	4	33.3	7	58.3		

※ 出生率「岡山県の母子保健」より抜粋

#### (2) 妊娠届出状況

##### ① 妊娠届出数の年次推移

年によって変動があり、平成 24 年度は 14 件にまで減少しています。また、妊娠 11 週までに届出をする人の割合が平成 25 年度は 92%となっています。

年度	届出数	週数別届出状況			
		11 週まで	12~19 週	20~27 週	28 週以上
21 年度	26	20	4	1	1
22 年度	15	13	1	1	
23 年度	20	18	2		
24 年度	14	13	1		
25 年度	25	23	2		

##### ② 妊娠届出時の母の年齢

10 代での届出もありますが、35 歳以上の届出も平成 22 年度で 46.7%でした。

年度	総数	母親の年齢					
		~19 歳	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40 歳~
21 年度	26		7	8	7	3	1
22 年度	15			5	3	5	2
23 年度	20	2	5	2	7	3	1
24 年度	14	1	0	7	3	3	0
25 年度	25	1	3	11	6	3	1

(3) 人工妊娠中絶

平成 21 年度は年間出生数とほぼ同数の人工妊娠中絶がありました。

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
人工妊娠中絶数	21	4	4	6
人工妊娠中絶率	29.2	5.6	5.6	8.6
(再掲)20 歳未満	1	1	0	0
岡山県 人工妊娠中絶率	9.8	9.3	8.7	7.8

※「岡山県の母子保健」より抜粋 ※中絶率は 15 歳以上 50 歳未満の女子の総人口千対

(4) 乳幼児健康診査

①乳幼児健康診査実施状況

町では 3 か月～14 か月の乳幼児期に 2 回（4 月・10 月）、保健・福祉センターで健診を無料で行っています。乳児期には医療機関委託の受診券 2 枚を利用し、2 回受診を含め 4 回の健診を受けることができます。

年 度	対 象 児 数 延 (a)	受診児数		受 診 率  (b) (a)	発育値(体重)(延)			栄養種別 3ヶ月未満(実)			検診判定(延)			
		実 人 員 (b)	延 人 員 (c)		大	中	小	母	混	人	正 常	要 観 察	要 精 検	要 医 療
21	45	35	42	93.3	1	40	1	24	9	2	41			1
22	47	34	42	89.4	3	38	1	22	8	4	40	2		
23	43	32	29	90.7	4	31	4	23	8	1	38	1		
24	34	29	34	100	3	26	5	19	8	7	31	1	1	1
25	38	23	33	86.8	6	23	4	15	6	2	27	5	1	



②幼児健康診査（1歳6ヶ月児・2歳6ヶ月児・3歳6ヶ月児健診）実施状況

保健・福祉センターで年4回（4月・7月・10月・1月）健診を無料で行なっています。

（1歳6ヶ月児：1歳6～8ヶ月児）

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b) (a)	発育値（体重）			発育状況				判定  正常
				大	中	小	言語		運動		
							正常	観察	正常	観察	
21	21	19	90.5		18	1	18	1	19		18
22	25	25	100		24	1	24	1	24	1	25
23	27	25	92.6	1	22	2	25		25		25
24	22	21	95.5		20	1	21		21		21
25	22	18	81.8	1	15	2	18		18		18

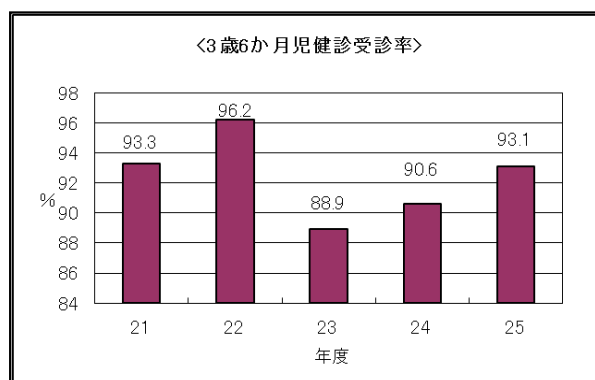
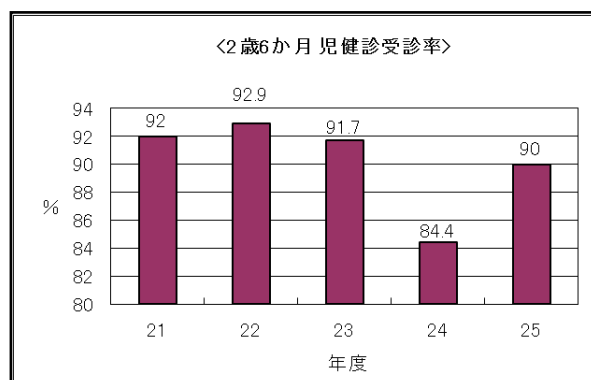
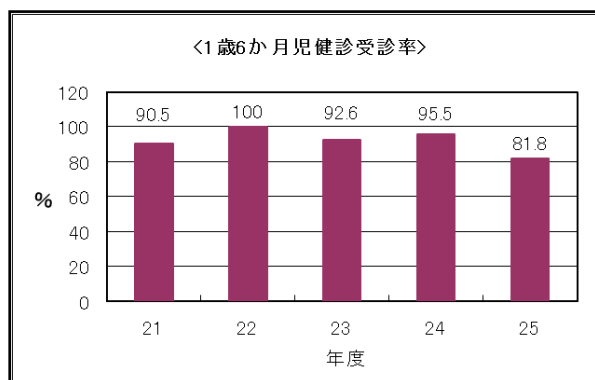
（2歳6ヶ月児：2歳6～8ヶ月）

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b) (a)	発育値（体重）			指導区分			
				大	中	小	正常	要観察	要精検	要医療
21	25	23	92.0		22	1	22	1		
22	28	26	92.9		25	1	21	4	1	
23	24	22	91.7		21	1	21	1		
24	32	27	84.4	1	26		27			
25	20	18	90.0	1	16	1	18			

(3歳6ヶ月児：3歳6～8ヶ月)

年度	対象児数 (a)	受診児数 (b)	受診率 (b) (a)	発育値(体重)			健康判定						尿検査  異常なし	
				大	中	小	身体面				精神面			
							正 常	要 観 察	要 精 検	要 医 療	精 密 検 査	療 育 継 続		
														不 要
21	30	28	93.3	2	25	1	25	2	1		28		1	23
22	26	25	96.2	1	23	1	17	6	1		23	1	1	22
23	27	24	88.9	1	21	2	24				24			23
24	32	29	90.6		29		27		2		29			27
25	29	27	93.1		24	3	27				27			27

(健診受診率)

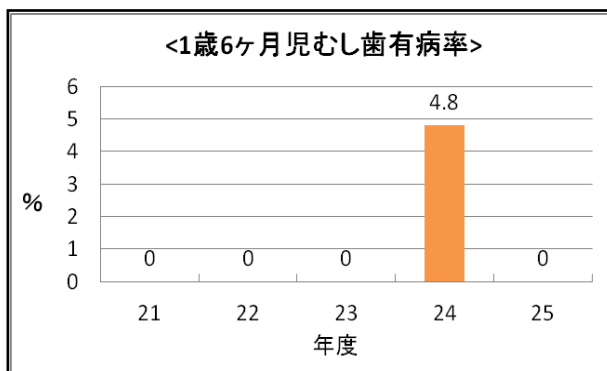


(5) むし歯有病率

幼児歯科健診結果を見ると、1歳6ヶ月児では平成24年度にむし歯があり、2歳6ヶ月児では平成22年度、3歳6ヶ月児では平成23年度のむし歯有病率が高くなっています。岡山県が目標とする320運動（3歳児のむし歯有病率20%以下）は達成している状況です。

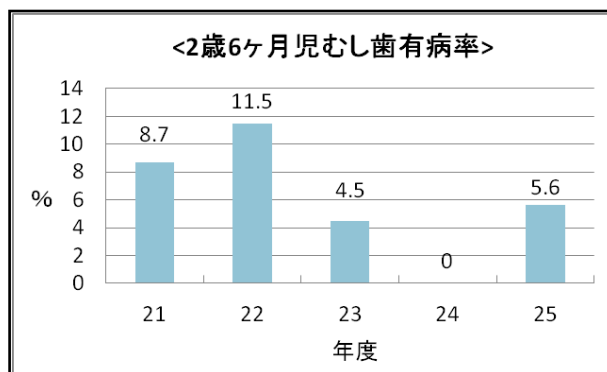
1歳6ヶ月児

年度	有病率
21	0
22	0
23	0
24	4.8
25	0



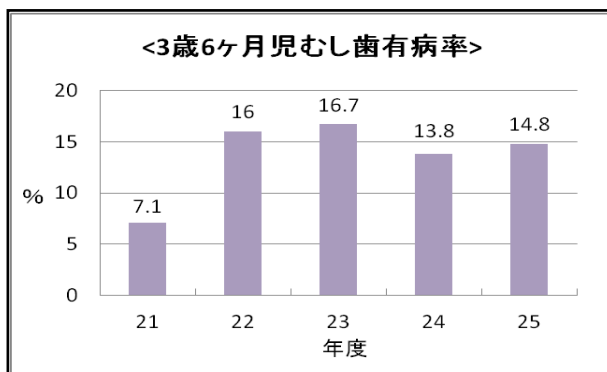
2歳6ヶ月児

年度	有病率
21	8.7
22	11.5
23	4.5
24	0
25	5.6



3歳6ヶ月児

年度	有病率
21	7.1
22	16
23	16.7
24	13.8
25	14.8



## 4 保育・教育施設の利用状況

### (1) 保育の利用状況

本町には保育所は弓削保育園、誕生寺保育園、神目保育園の3施設があり、その他（広域）の保育所へ通う児童を含めると、平成26年4月現在は104名の児童が保育所へ通っています。保育所全体としての入所率は55.5%（その他広域を除く）となっており、定員数に余裕のある運営状況です。

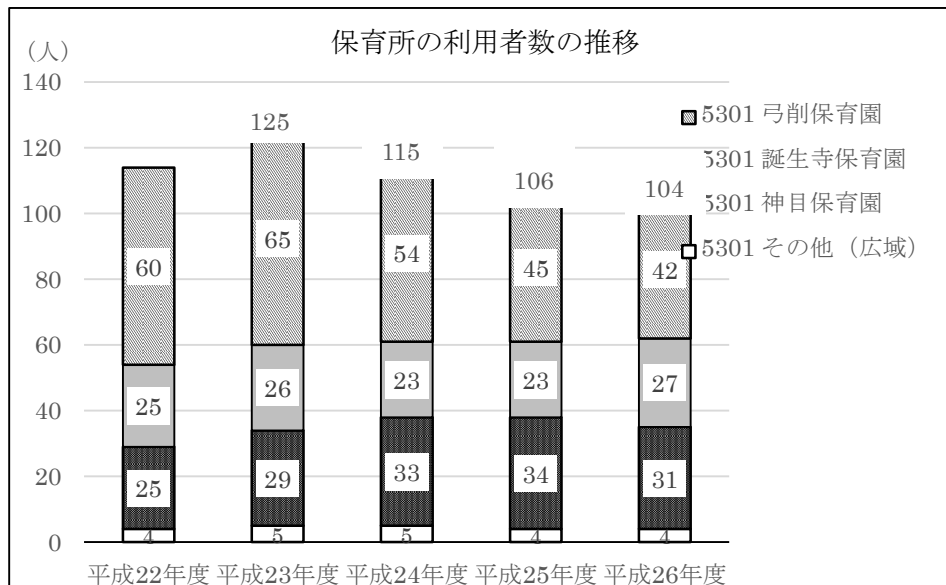
（平成26年4月現在）

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
弓削保育園	60	42	70.0
誕生寺保育園	60	27	45.0
神目保育園	60	31	51.7
その他（広域）		4	
合計	180	104	55.5

（資料：町資料）

### (2) 保育所の利用者数の推移

近年の保育所の利用者数は、平成23年度の125人をピークに減少傾向にあります。将来の児童推計では児童人口の減少が予想されることから、さらなる利用者数の減少が見込まれます。



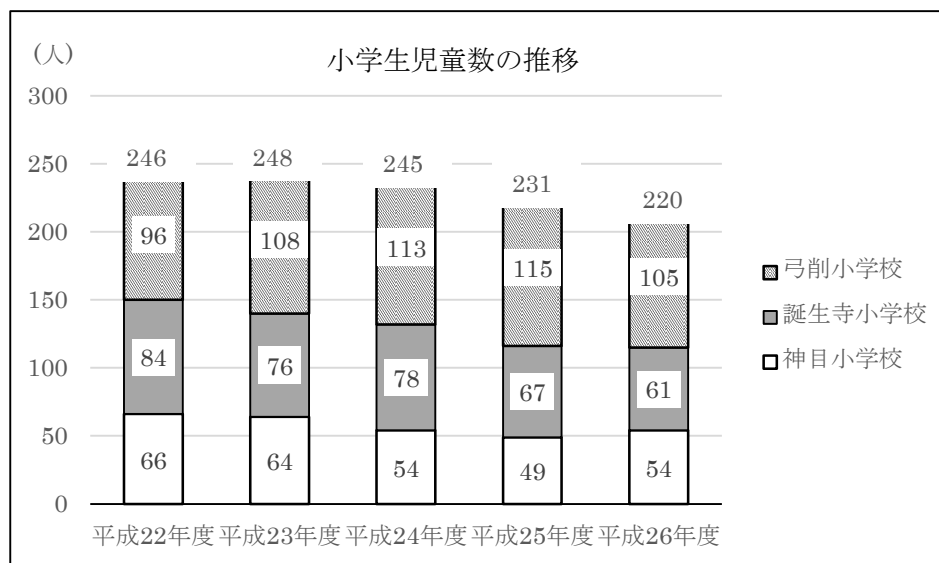
(3) 保育所の利用者の年齢構成

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

利用者数（人）		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
私立及び公立認可保育所 (4/1 現在)	0 歳	2	2	2	2	2
	1 歳	12	12	9	10	11
	2 歳	13	21	16	15	12
	3 歳	24	24	29	22	25
	4 歳	33	31	27	29	24
	5 歳	30	35	32	28	30
	計	114	125	115	106	104

(4) 小学生児童数の推移

町内には弓削小学校、誕生寺小学校、神目小学校の3つの小学校があり、近年の小学生児童数は平成23年度の248人をピークに減少傾向にあり、平成26年度には220人となっています。



(資料:教育委員会 各年5月1日現在)

## 5 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

---

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭などを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっており、そのうち10の事業が既存事業で、「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新規事業として導入されました。

1. 時間外保育事業（延長保育事業）
2. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4. 地域子育て支援拠点事業
5. 一時預かり事業
6. 病児・病後児保育事業
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 妊婦健診事業
9. 乳児家庭全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業
11. 利用者支援事業【新規】
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

町として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後、町の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①時間外保育事業	延べ利用者数	1,354	1,084	2,066	1,592	1,187
②子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	延べ利用者数	-	-	-	-	-
③放課後児童健全育成事業	登録者数	16	26	35	42	44
④地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	-	-	-	-	-
⑤一時預かり事業	延べ利用者数	88	65	80	28	40
⑥病児・病後児保育事業	延べ利用者数	-	-	4	6	5
⑦ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	-	-	-	-	-
⑧妊婦健診事業	実人数	41	31	24	27	31
⑨乳児家庭全戸訪問事業	実人数	23	23	10	18	14
⑩養育支援訪問事業	実人数	4	5	3	11	12

(資料：町資料)

## 6 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

---

■子ども・子育てに関する現状と意向を「就学前児童調査」、「小学生児童調査」、「中学生・高校生の意識調査」として実施しました。

### 【就学前児童調査、小学生児童調査の実態と意向】

#### <調査の目的>

「久米南町子育てプラン」の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「久米南町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

#### <調査設計>

- (1) 調査地域 久米南町内
- (2) 調査対象 就学前児童調査 町内に在住の未就学児童の保護者  
小学生児童調査 町内に在住の小学生児童の保護者
- (3) 回収数 就学前児童調査 94人(回収率83.9%)  
小学生児童調査 136人(回収率85.5%)
- (4) 調査方法 地区の愛育委員による配布・回収
- (5) 調査時期 平成25年11月
- (6) グラフの表記に(n)が出てきますが、該当する質問に対する回答者数のことです。
- (7) グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。

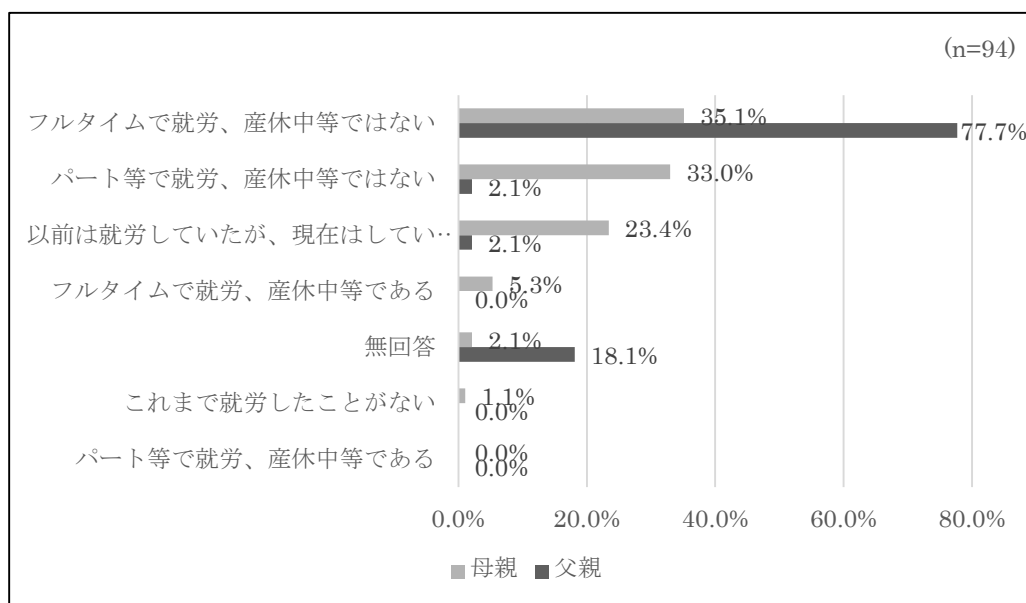


## 【就学前児童調査】

### (1) 就労状況について

#### ■保護者の就労状況

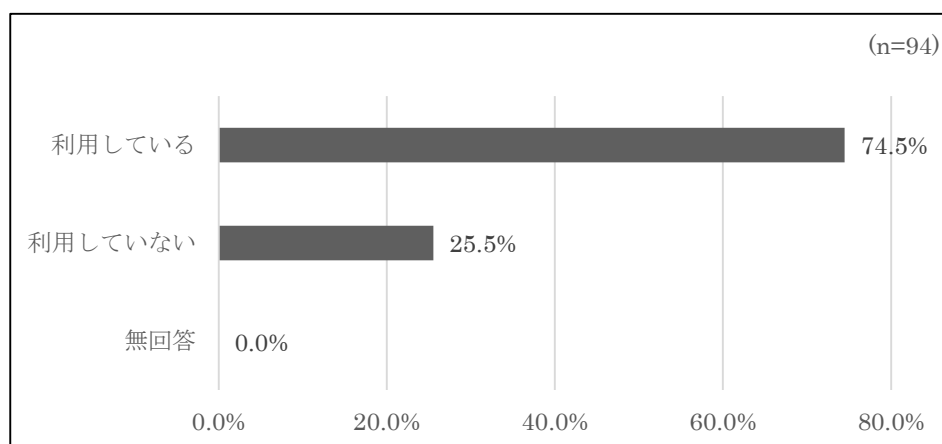
母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.1%と最も多くなっています。また、父親の就労状況についても、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が77.7%と最も多くなっています。



### (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

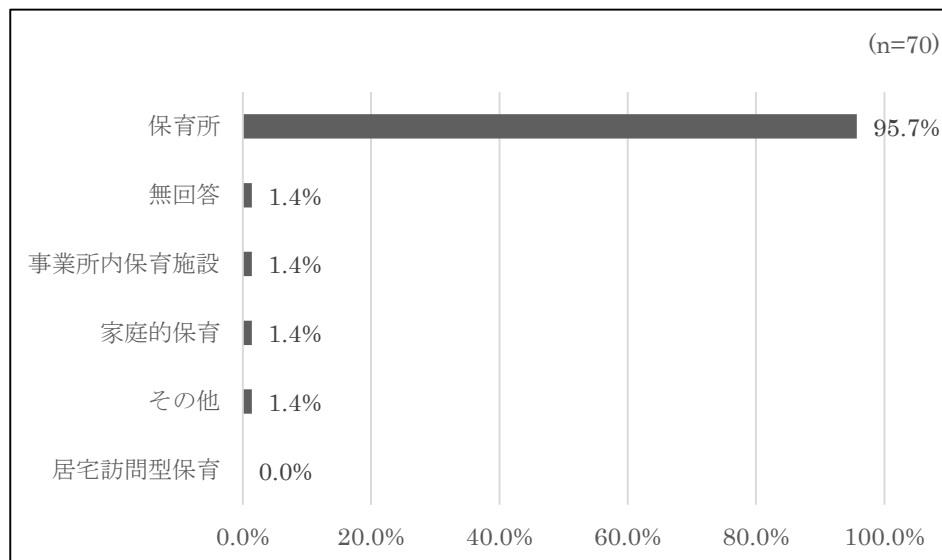
#### ■現在、保育所などの「定期的な保育の事業」を利用しているか

「利用している」が74.5%と最も多く、7割以上の方が定期的に保育の事業を利用しています。



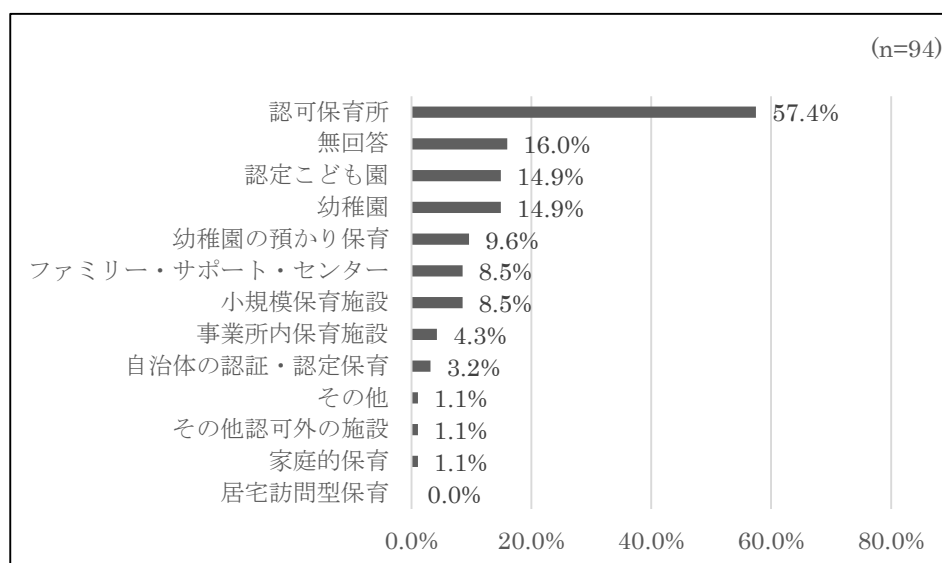
### ■平日、どのような保育事業を利用しているか

現在利用している保育事業については、「保育所」が95.7%と9割以上を占め、保育所のニーズが非常に高いことが分かります。



### ■今後、定期的にご利用したい教育・保育事業

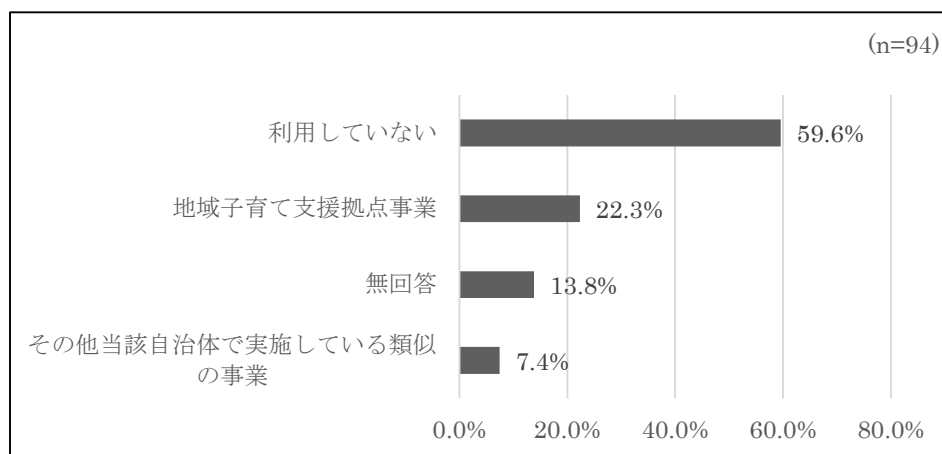
今後、定期的にご利用したい教育・保育事業については、「認可保育所」が57.4%と最も多く、次いで「認定こども園」と「幼稚園」がそれぞれ14.9%の順となっています。そのほか、「幼稚園の預かり保育」や「ファミリー・サポート・センター」、「小規模保育施設」などの利用ニーズがあることがうかがえます。



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

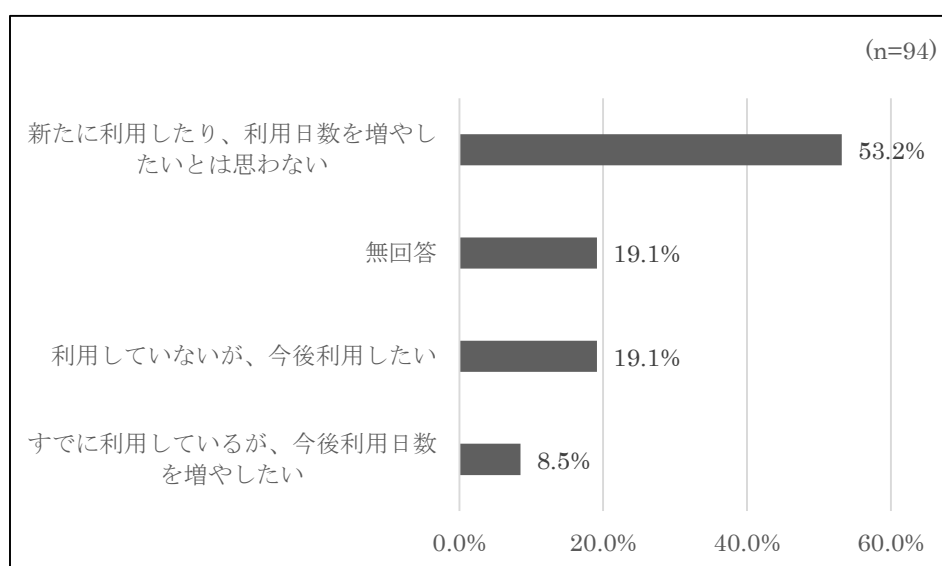
■現在、地域子育て支援拠点事業（「つどいの広場」「子育て支援センター」など）を利用しているか

地域子育て支援拠点事業の利用の有無については、「利用していない」が 59.6%と最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が 22.3%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が 7.4%の順となっています。



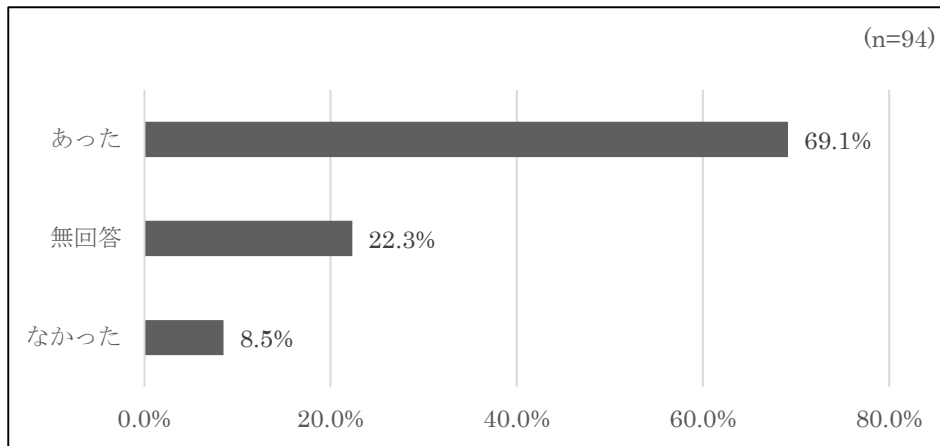
■地域子育て支援拠点事業を今後利用したい、あるいは、さらに利用日数を増やしたいと思うか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 53.2%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 19.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 8.5%の順となっています。



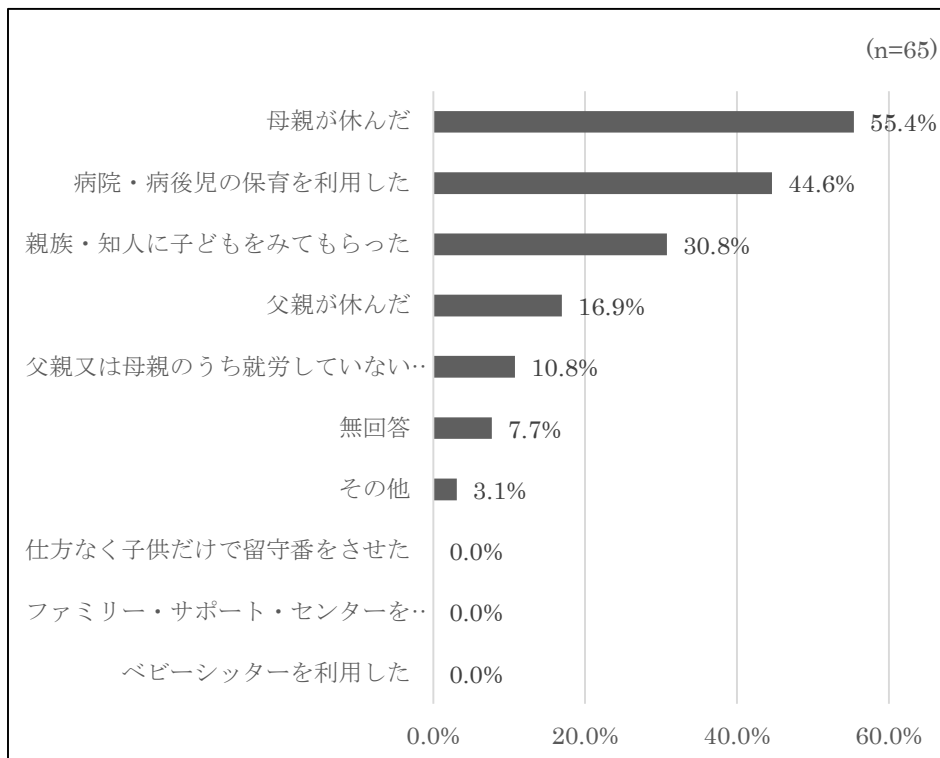
■お子さんが病気やケガで定期的に利用している事業が利用できなかったことはあったか

この1年間に、お子さんが病気やケガで定期的に利用している教育・保育事業が利用できなかったことはあったかについては、「あった」が69.1%と最も多く、「なかった」の8.5%を大きく上回る結果となっています。



■お子さんが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合、この1年間に行った対処方法

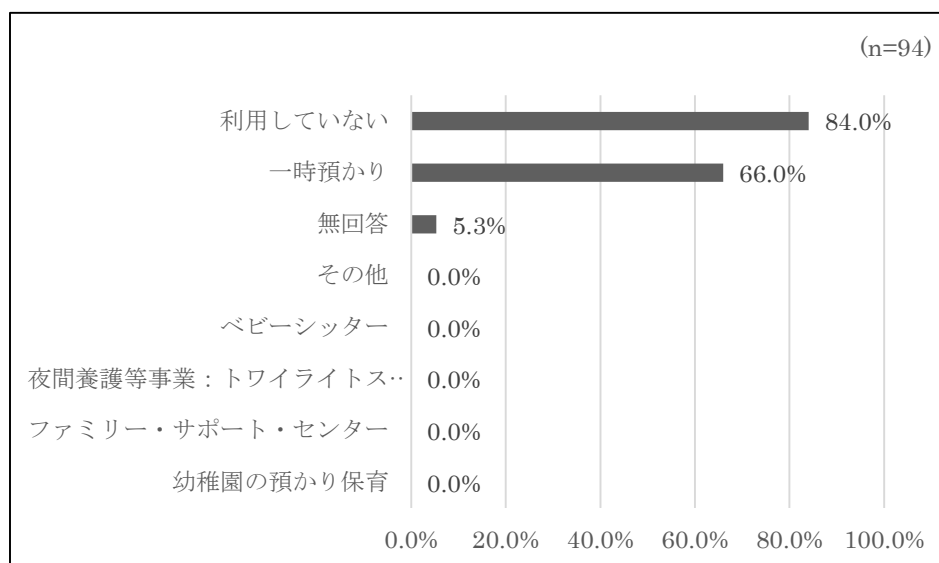
この1年間にお子さんが病気やケガの際に行った対処方法については、「母親が休んだ」が55.4%と最も多く、次いで「病児・病後児の保育を利用した」が44.6%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が30.8%の順となっています。



#### (4) 日中の定期的な保育や病気のため以外に、不定期に利用している一時預かりなどの事業の利用

##### ■ 日中の定期的な保育や病気のため以外に、不定期に利用している事業

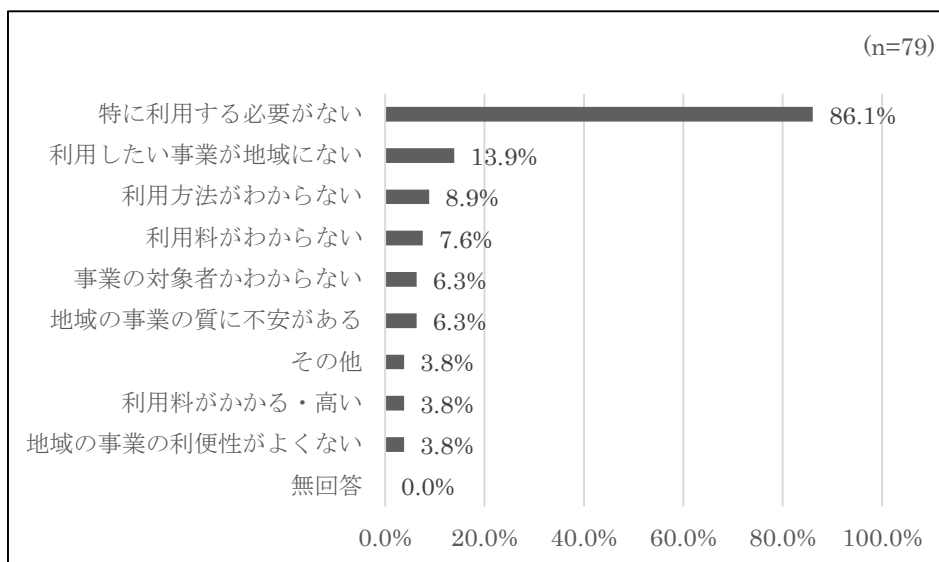
「利用していない」が 84.0%と最も多く、8割以上を占めています。また、事業を利用している方では、「一時預かり」が 66.0%となっており、不定期に利用する場合の事業として、一時預かりのニーズが高いことが分かります。



■事業を利用していない理由

「特に利用する必要がない」が 86.1%と最も多く、次いで「利用したい事業が地域にない」が 13.9%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が 8.9%の順となっています。

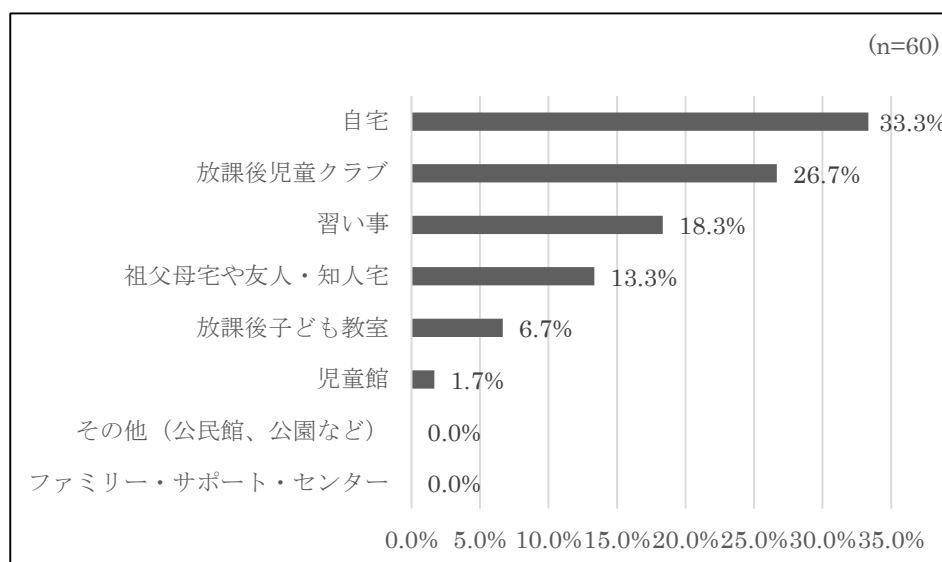
利用方法がわからないという方や、自分が事業の対象者になるのかわからないという方もいるため、今後も一時預かり事業など不定期に利用したい時に子どもを預けることができる事業についてさらなる周知を図っていきます。



## (5) 小学校入学後の放課後の過ごし方について

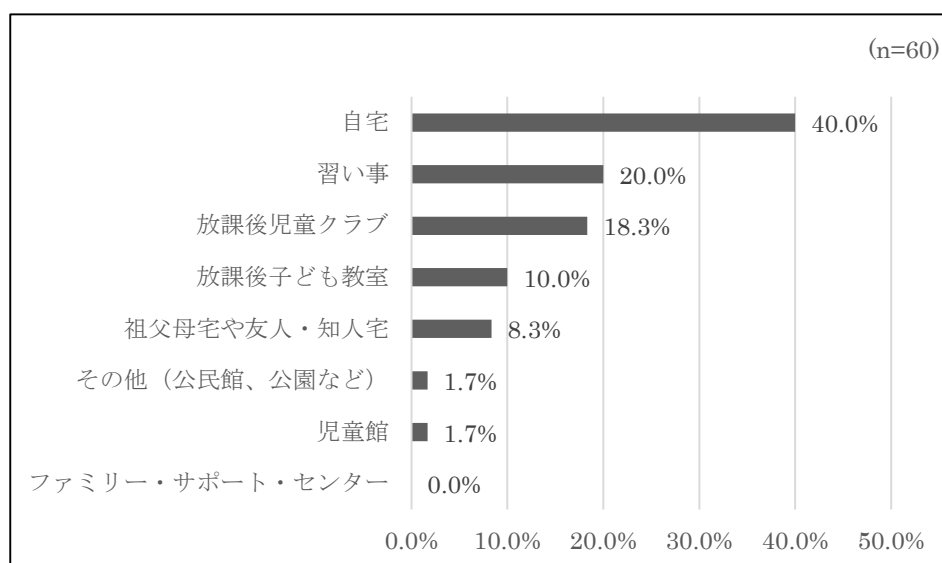
### ■お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

お子さんが低学年の間、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 33.3%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が 26.7%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」がそれぞれ 18.3%の順となっています。



### ■お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

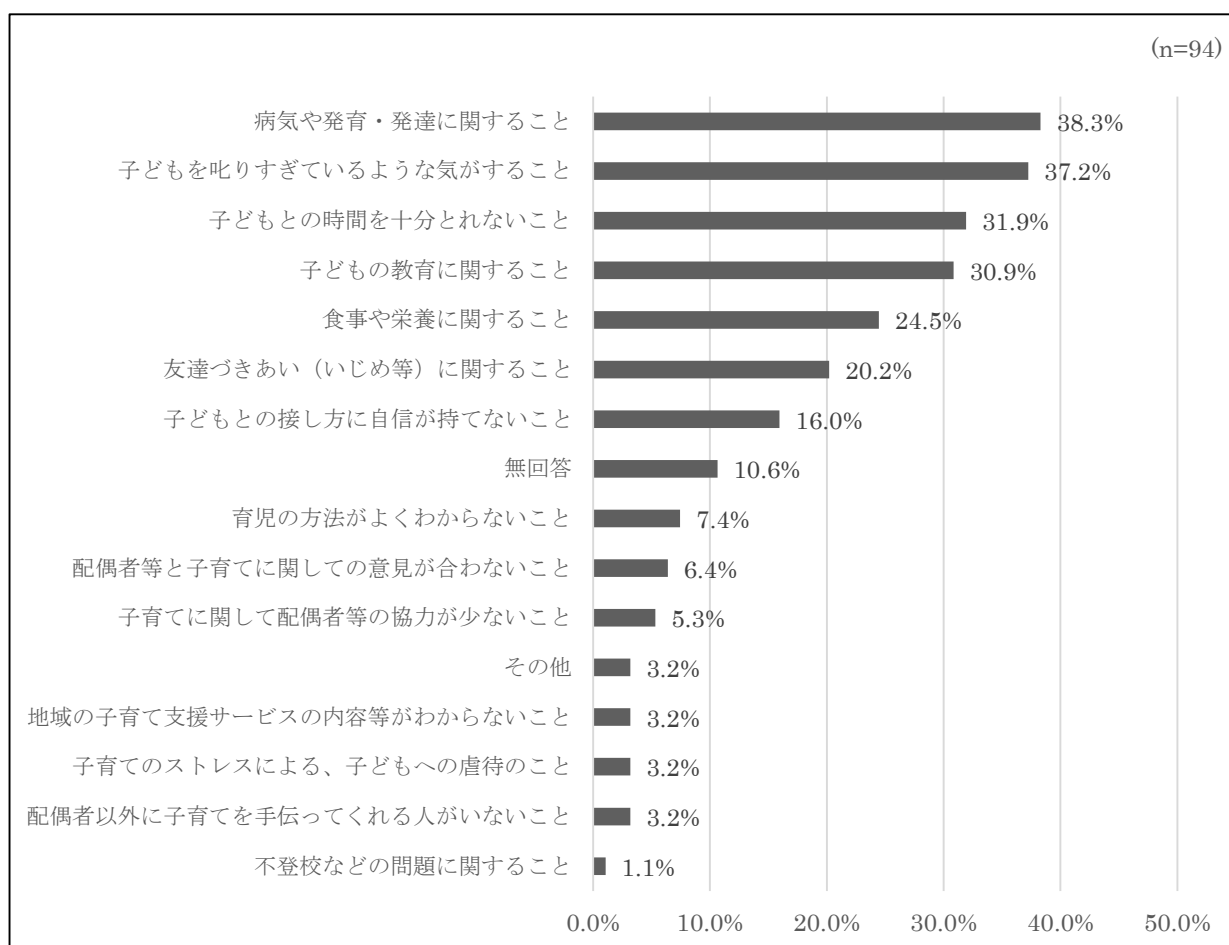
お子さんが高学年になったら、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 40.0%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 20.0%、「放課後児童クラブ」が 18.3%の順となっています。



## (6)子育て全般のことについて

### ■子育てに関して、日常悩んでいることは何か

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」が 38.3%と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 37.2%、「子どもとの時間を十分とれないこと」が 31.9%の順となっています。

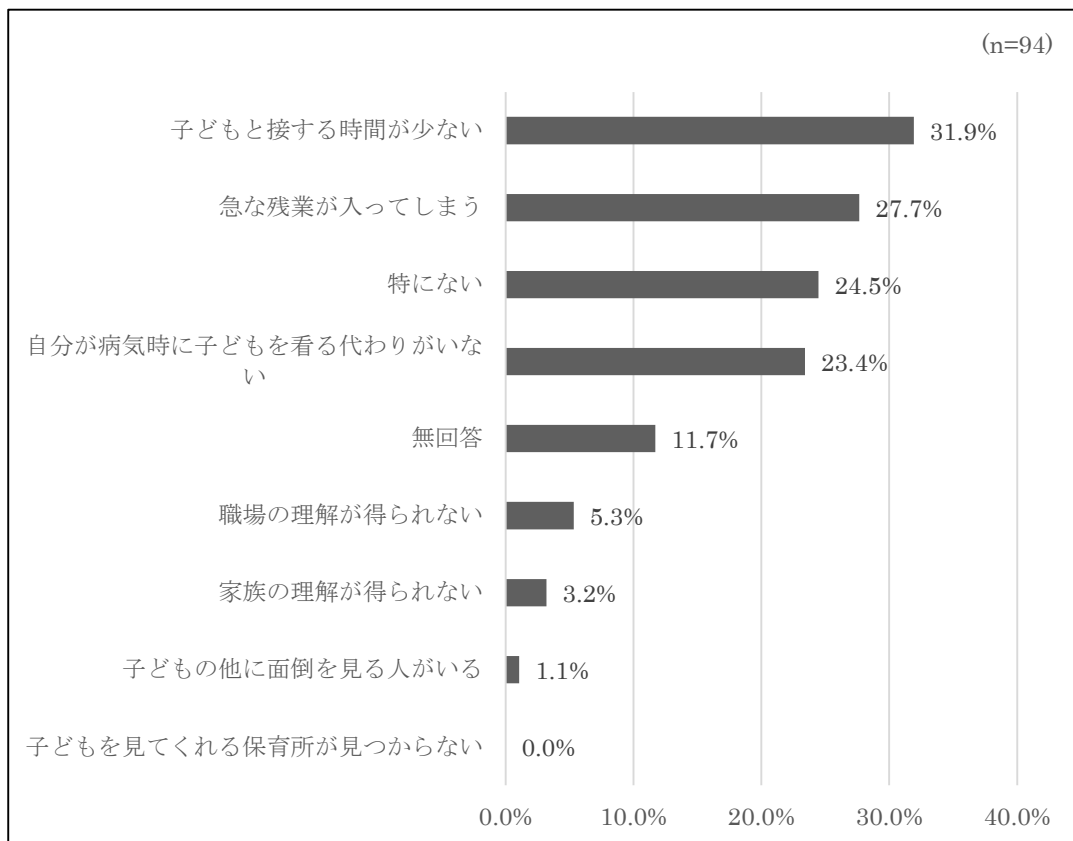




■仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことか

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「子どもと接する時間が少ない」が31.9%と最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」が27.7%、「特にない」が24.5%の順となっています。

仕事と子育てを両立させる上で保護者が抱えている悩みは多く、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、仕事と生活の双方の調和の実現を図るため、働き方の見直しの推進を含めた、子育ての両立の支援が必要です。

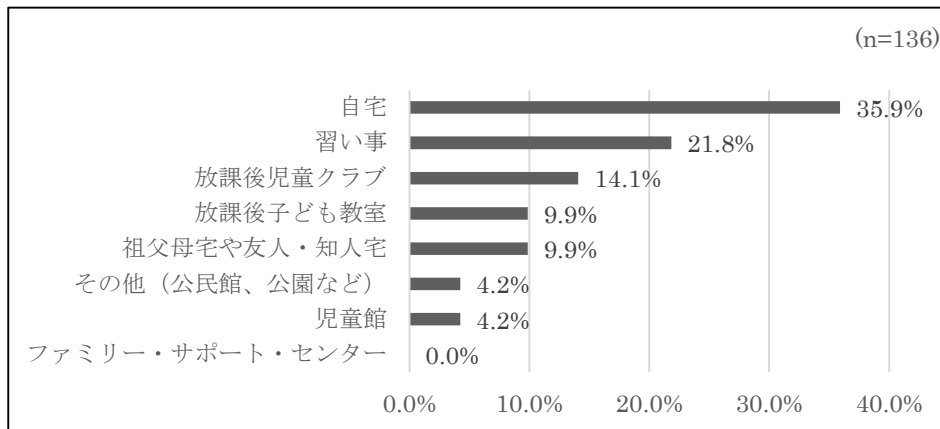


## 【小学校児童調査】

### (1) お子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方

#### ■ お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

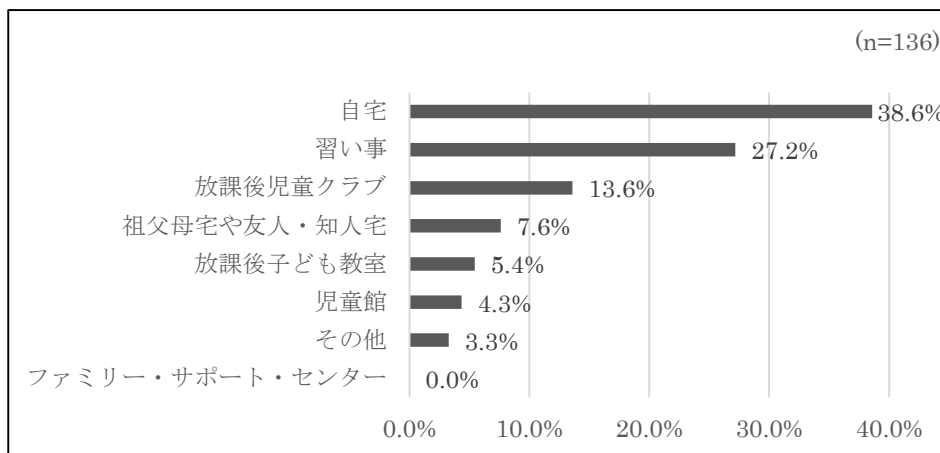
お子さんが低学年の間、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 35.9%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 21.8%、「放課後児童クラブ」が 14.1%の順となっています。



#### ■ お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

お子さんが高学年になったら、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 38.6%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 27.2%、「放課後児童クラブ」が 13.6%の順となっています。

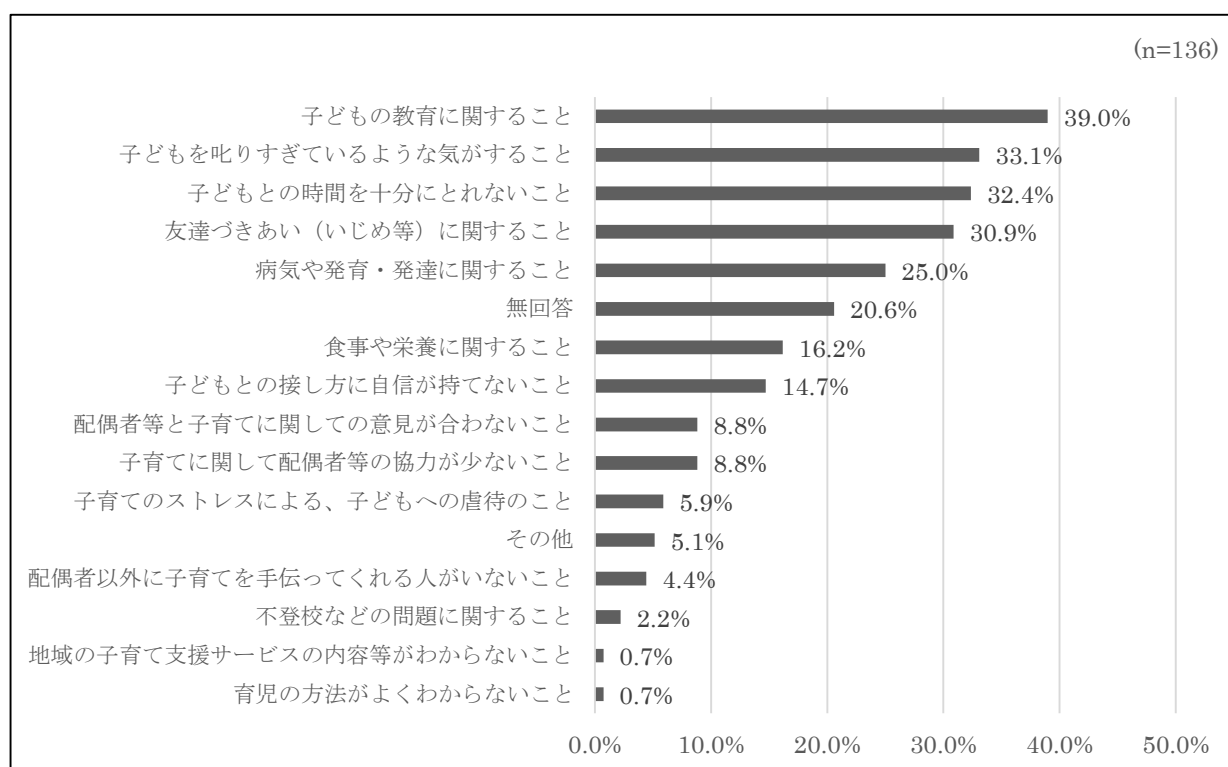
就学前調査、小学生調査の結果から、放課後に利用している事業としては、放課後児童クラブの利用ニーズが高いことがうかがえます。



## (2) 子育て全般のことについて

### ■ 子育てに関して、日常悩んでいることは何か

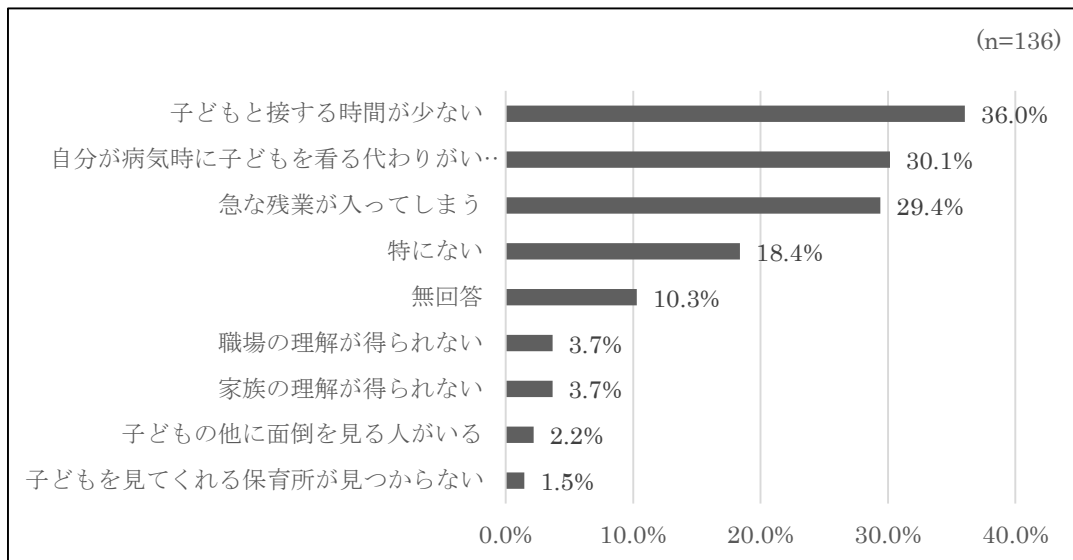
子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、就学前調査では、「病気や発育・発達に関すること」が最も多い回答になっていましたが、小学生調査では、「子どもの教育に関すること」が 39.0%と最も多くなっており、お子さんが成長するにつれ、教育に関する悩みが子育てにおいて生じてくることが分かります。



■仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じるのはどのようなことか

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、就学前調査と同様に、「子どもと接する時間が少ない」が36.0%と最も多くなっています。

子どもが大きくなり小学校に入ってから、仕事と子育ての両立において保護者が抱えている悩みは依然として多く、乳幼児期からの継続した子育てと仕事の両立支援が必要です。



## 【中学生・高校生の意識調査】

### <調査の目的>

本調査は、次世代を担う若者（中高生）の生活や子育て等に関する意識等を把握し分析することにより、中高生を取り巻く周囲の環境整備・支援等の検討を行う基礎資料として活用し、次世代育成支援施策の推進に役立てることを目的とします。

### <調査時期>

平成 25 年 11 月

### <調査対象者>

町内に在住する中学 1 年生から 3 年生及び高校 1 年生から 3 年生までの年齢に相当する者の全数を調査対象とし、プライバシー保護のために無記名方式により実施しています。

## 4. 配布数・回答数

次世代育成支援に関する生活意識調査		
調査地域	久米南町全域	
調査方法	愛育委員による調査票の配布・回収	
調査期間	平成 25 年 11 月 15 日～12 月 9 日	
調査対象	町内に居住する中学 1～3 年生	町内に居住する高校生相当の年齢にある者
配布数	126 件	123 件
有効回収件数 (有効回収率%)	104 件 (82.5%)	89 件 (72.4%)
	合計 249 件配布 193 件回収 (77.5%)	

<健康管理>

体格

○身長と体重を回答してもらい、中学生は性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を算出し、高校生はBMIを算出しました。

中学生・高校生とも「普通」が最も高率となっています。

	中学生				全体	
	男子		女子		人	%
	人	%	人	%		
やせ傾向 (-20%以下)	2	4.7	8	13.6	10	9.8
普通	39	90.7	42	71.2	81	79.4
肥満傾向 (20%以上)	1	2.3	2	3.4	3	2.9
不明	1	2.3	7	11.7	8	7.8
全体	43	100	59	100	102	100

	高校生				全体	
	男子		女子		人	%
	人	%	人	%		
やせ (18.5 未満)	7	15.2	3	7.5	10	11.6
普通 (18.5 以上 25 未満)	34	74.0	32	80.0	66	76.7
肥満 (25 以上)	2	4.3	2	5.0	4	4.7
不明	3	6.5	3	7.5	6	7.0
全体	46	100	40	100	86	100

ボディイメージ

○自分の体型についてどう思うか回答してもらいました。

中学生は男女とも「ふつう」が最も高率となっており、次いで、男子は「少しやせている」、女子は「少し太っている」の順となっています。

高校生は、男子は「ふつう」が最も高率となっており、次いで「少しやせている」となっています。女子は「少し太っている」が最も高率となっており、次いで「ふつう」となっています。

	中学生				高校生				全体	
	男子		女子		男子		女子		人	%
	人	%	人	%	人	%	人	%		
やせすぎ	3	7.0	3	5.1	4	8.7	1	2.5	11	5.9
少しやせている	9	21.0	6	10.2	12	26.1	2	5	29	15.4
ふつう	26	60.5	31	52.5	23	50	14	35	94	50
少し太っている	4	9.3	16	27.1	3	6.5	19	47.5	42	22.3
太りすぎ	0	0	3	5.1	4	8.7	3	7.5	10	5.3
不明	1	2.3	0	0	0	0	1	2.5	2	1.1
全体	43	100.1	59	100	46	100	40	100	188	100

<たばこ・酒・薬物>

○タバコを吸ったことがあるか、回答してもらいました。

全体では、中学生で6.7%、高校生で15.2%の方が「ある」と回答しました。

前回調査（2003）と比べる（「前回→今回」と、中学生男子は「13.4%→9.3%」、中学生女子は「3.1%→5.1%」となっています。高校生男子は「27.4%→15.2%」、高校生女子は「14.7%→17.5%」となっています。男子の喫煙経験率は改善していますが、女子は悪化しています。

	中学生						高校生					
	全体		男子		女子		全体		男子		女子	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
ない	94	90.4	38	88.4	56	94.9	70	78.7	37	80.4	33	82.5
ある	7	6.7	4	9.3	3	5.1	14	15.7	7	15.2	7	17.5
不明	3	2.9	1	2.3	0	0	5	5.6	2	4.4	0	0
全体	104	100.0	43	100.0	59	100.0	89	100.0	46	100.0	40	100.0

\*性別・回答ともに不明 中学生2名 高校生3名

○喫煙はからだに害があると知っているか、回答してもらいました。

中学生・高校生とも、「はい」が最も高率ですが、前回調査に比べ、中学生は改善し、高校生は悪化しています。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
はい	99	95.2	92.5	82	92.1	95.4
いいえ	3	2.9	3.0	2	2.2	0
わからない	0	0.0	2.3	2	2.2	0
不明	2	1.9	2.2	3	3.4	4.6
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0

○お酒を飲んだことがあるか、回答してもらいました。

全体では、中学生で9.6%、高校生で37.1%の方が「ある」と回答しました。

前回調査（2003）と比べる（「前回→今回」と、中学生男子は「51.2%→9.3%」、中学生女子は「62.5%→10.2%」となっています。高校生男子は「67.9%→39.1%」、高校生女子は「70.7%→37.5%」となっています。中学生・高校生とも改善しています。

	中学生						高校生					
	全体		男子		女子		全体		男子		女子	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
ない	92	88.5	39	90.7	53	89.8	53	59.6	28	60.9	25	62.5
ある	10	9.6	4	9.3	6	10.2	33	37.1	18	39.1	15	37.5
不明	2	1.9	0	0	0	0	3	3.4	0	0	0	0
全体	104	100.0	43	100.0	59	100.0	89	100.0	46	100.0	40	100.0

\*性別・回答ともに不明 中学生2名 高校生3名

○シンナーや覚せい剤等が心身に害があることを知っているか、回答してもらいました。

中学生・高校生とも「知っている」が最も高率でした。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
知っている	100	96.2	91.0	85	95.5	95.4
知らない	2	1.9	1.5	0	0.0	0
わからない	0	0.0	5.3	1	1.1	0
不明	2	1.9	2.2	3	3.4	4.6
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0



<メンタルヘルス>

○自分のことが好きか、回答してもらいました。

中学生は「どちらともいえない」が最も高率でしたが、前回調査に比べ「はい」と回答した割合が増えています。

高校生は「はい」が最も高率であり、次いで、「どちらともいえない」の順となっています。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
はい	33	31.7	15.0	34	38.2	18.3
いいえ	18	17.3	28.6	17	19.1	15.6
どちらともいえない	50	48.1	56.4	32	36.0	66.1
不明	3	2.9	0	6	6.7	0
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0

○親は自分のことをよくわかっていると思うか、回答してもらいました。

中学生・高校生とも「はい」が最も高率であり、前回調査に比べ割合が増えています。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
はい	59	56.7	30.8	47	52.8	44.0
いいえ	9	8.7	13.5	11	12.4	6.4
どちらともいえない	34	32.7	53.4	28	31.5	45.0
不明	2	1.9	2.3	3	3.4	4.6
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0

<将来について>

○将来の目標（進路、職業など）があるか、回答してもらいました。

中学生は「あるが、はっきりしない」が最も高率であり、次いで「ある」の順になっています。

高校生は「ある」が最も高率であり、次いで「あるが、はっきりしない」の順になっています。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
ある	43	41.3	33.8	45	50.6	45.9
あるが、はっきりしない	47	45.2	42.9	32	36.0	42.2
ない	12	11.5	21.1	8	9.0	7.3
不明	2	1.9	2.1	4	4.5	4.6
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0

○将来自分の子どもが欲しいと思うか、回答してもらいました。

中学生・高校生とも「はい」が最も高率となっていますが、前回調査に比べ割合が減っており、「わからない」と回答した割合が前回調査に比べ増えています。

	中学生			高校生		
	人	%	前回 (%)	人	%	前回 (%)
はい	60	57.7	58.6	54	60.7	66.0
いいえ	5	4.8	8.3	7	7.9	3.7
わからない	37	35.6	30.8	25	28.1	25.7
不明	2	1.9	2.3	3	3.4	4.6
全体	104	100.0	100.0	89	100.0	100.0

## 第3章 久米南町子育てプランの総括

### 1 目標と施策

本町の目標と施策の体系は下表のとおりとなっています。

#### 【基本理念】

子どもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担う子どもたちが、  
心身ともに健やかに生まれ育ち、  
これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する

#### I. 母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに 子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える

- (1) 母子保健の充実
- (2) 家庭の子育て力の充実
- (3) 食育の推進

#### II. 子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ 教育環境や地域になる

- (1) 地域ぐるみの子育て支援の推進
- (2) 子どもの生きる力の育成
- (3) 安全・安心な子育て環境の整備
- (4) きめ細やかな保育の拡充

#### III. 子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立でき る

- (1) 出産・子育てがしやすい環境の整備
- (2) 住宅環境の整備

#### IV. 子どもをまもり支援する体制づくり

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 発達障害児支援の推進

## 2 計画の課題

---

平成 21 年度に策定した久米南町子育てプラン（次世代育成支援対策行動計画・母子保健計画・健やか親子 21）の取り組みを見直し、改善すべき課題を抽出し、本計画に反映させていただきます。

### I. 母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える

#### (1) 母子保健の充実についての課題

##### ■正しい知識の普及と情報提供

インターネットの普及により、あらゆる情報を手に入れられる一方で、正しい情報の取捨選択ができにくい状況にあり、保護者の混乱を招く場合もあります。広報誌・告知放送・健康ごよみをはじめ、引き続きあらゆる機会を通じての情報提供に努める必要があります。

##### ■相談体制の充実

相談の場に出て来やすいよう、声かけの強化と、相談して良かったという満足度を高めることが必要であり、相談を受ける側の人員の確保及び研鑽も不可欠です。

##### ■歯の健康づくり

虫歯罹患率は年度によって変動がありますが、改善傾向にあります。生涯を通じての歯の健康づくりの基礎を作っていく必要があります。幼児への歯磨き指導や、おやつ等食生活習慣を含めた保護者への指導を継続するほか、就学後も歯磨き習慣及び食生活習慣の習得に努めていく必要があります。

##### ■小児医療

町では、すこやか相談や乳幼児健診などで小児救急電話相談事業「#8000」の普及啓発を行ってきました。救急医療を受ける際には町外への受診となり、救急か否かの判断は保護者の判断によるものとなります。適切な対応及び判断で医療機関を利用できるよう、継続した啓発が必要です。

## (2) 家庭の子育て力の充実についての課題

### ■次世代の親の育成

次世代の親となる中高生への取組みが十分にできておらず、将来子どもを持ちたいという方は6割程度にとどまり、後期行動計画時と比べ減少傾向にあります。「思春期ふれあい事業」や保育園ボランティアに参加した学生は子どもとのふれあいを楽しめた様子であり、継続して続けることが必要です。

### ■家庭の教育力の向上

「イクメン」という言葉の普及により、最近では父親の子育てへの参加も得られています。引き続き、父親・母親の両者の家庭教育力の向上に向けて、情報提供・事業を行っていく必要があります。また、ひとり親世帯への支援を行っていく必要があります。

さらに、祖父母世代へも「子育て・孫育て」について情報提供し、家族・地域みんなで子育てができる体制づくりも必要です。

## (3) 食育の推進についての課題

### ■「食育」の推進

町では、母子研修会で乳幼児の保護者を対象とした調理実習や6年生・中学生の親子を対象とした料理教室などを実施しています。しかし、不参加の方への関わりができていないため、不参加の方への参加の呼びかけや周知を強化する必要があります。

また、保育所や学校、栄養改善協議会等地域ボランティア等により、それぞれにおいて食育活動が活発に行われていますが、さらに、子ども達が健康な食習慣を身につけ、健やかに育成されるよう関係機関や団体によるネットワークづくりを進め、地域ぐるみで食育を推進するための計画策定・推進が必要です。

## II. 子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ教育環境や地域になる

### (1) 地域ぐるみの子育て支援の推進についての課題

#### ■子育て支援ネットワークの充実

少子化により地域によっては子どもがいない地域や、近隣づきあいの希薄化に伴い見守り活動に支障が出ています。

町では愛育委員会などの組織と協力し、親子のふれあいと子育てネットワークの充実をめざし、多くの子育て支援活動を行っています。少子化により地域での活動から、多組織合同での活動へ移行するなど、より充実したネットワークとなるように継続して取り組んでいます。

また、子育て支援ネットワーク協議会が設置されており、会議、研修を行うほか、多組織が連携を図りながら地域での子育てを支援しています。

#### ■母親クラブ親子会の活動の充実

少子化による会員の減少があり、活動の幅が縮小傾向になっています。積極的な会員勧誘を行っていく必要があり、人とのつながりを大切に子育てに取り組めるよう、活動を推進していく必要があります。

### (2) 子どもの生きる力の育成についての課題

#### ■地域・世代間交流の促進

少子化により、地域での夏季ラジオ体操も各家庭で行う地区が増えています。地域みんなで取り組む意義について理解を深め、地域で子どもの成長を見守ってもらえるように取り組みを推進していくことが必要です。

また、各地区で行われている三世代交流事業の支援を継続する必要もあります。

#### ■豊かな心をはぐくむ教育の推進

町では、子どもの豊かな心を育むために、子どもの読書活動の推進を図っています。図書館や乳幼児健診、子育て教室といった機会でも本に触れることが多くあります。今後も引き続き家庭での自主的な読書活動の推進に取り組む必要があります。

### (3)安全・安心な子育て環境の整備についての課題

#### ■安全な遊び場の整備

弓削・誕生寺・神目のふれあい広場については、年1回業者による遊具点検のほか、各地区母親クラブ親子会が奉仕作業や安全点検を適宜行っており、危険箇所を発見した際には、保健福祉課へ報告があります。今後も、安全な遊び場の確保のために、地域や母親クラブ親子会との連携を行っていく必要があります。

#### ■安全な生活環境の整備

子どもたちの安全確保と被害の未然防止を図るため、児童の登下校時の見守りを強化する必要があります。また、町民バスの利用により遠距離通学時の安全確保にも努めるとともに、緊急通報装置等の防犯設備の整備にも取り組んでいきます。

### (4)きめ細やかな保育の拡充についての課題

#### ■保育サービスの充実

一時保育の実施時間が午前9時から午後4時までのため、早く預けたい、長く預けたいなどの要望があります。特に未就園で家族以外の保育に慣れていない幼児を保育することが多いため、早朝からの受入れは困難となっています。また、保育士の確保が課題となっています。

#### ■学童保育の充実

長期休暇（春休み・冬休み）も実施してほしいという要望がありますが、支援員の確保とニーズとの調整が必要です。また、支援員も高齢となり、募集はしていますが確保できていない現状となっています。

#### ■発達障害児支援の充実

発達障害児及び発達の気になる子どもについては、特に個々の対応が必要です。保護者の相談体制の充実を図り、保育所の巡回相談などで、心理士・保育士・保健師で対応を検討しています。

要支援児に対しては保護者の受け止めへの支援や、周囲の発達障害への理解を促すことも必要であり、子どもの発達や発達障害についての普及啓発も必要です。

### Ⅲ. 子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる

#### (1) 出産・子育てがしやすい環境の整備についての課題

##### ■ 出産・子育てがしやすい環境の整備

妊娠届けの際に、就業している方など個人に対してはパンフレットを配布していますが、各事業所の取組みについては十分把握できておらず、また啓発も必要です。

#### (2) 住宅環境の整備についての課題

##### ■ 子育て家庭に配慮した住宅の確保

実際に取り組んでいる事業について、効果もあり、非常に有効なものであると評価していますが、子育て家庭に配慮した住宅の確保は、金銭面でのサポートや新規住宅を建設するだけでは解決に至りません。周辺環境や保育制度、教育制度など様々な家庭の実生活に即した付加価値を創造するためにも、時には汎用性に富んだものだけでなく、専門性を持ち対象に合う事業を検討する必要があります。

##### 【分譲宅地】

販売実績はありますが、完売には至っておらず、今後も積極的に販売促進を行う必要があります。

##### 【若者定住促進住宅】

定員を超える応募があり、子育て家庭の住宅の確保を行うことができましたが、今後も引き続き建設を行うことは難しく、今後の対策を検討する必要があります。

##### 【民間賃貸住宅家賃助成】

多くの申請があり、空き家や民間賃貸住宅の流動化に効果を発揮しています。初回の申請は、平成31年3月31日までとなっているため、今後の状況を考慮しながら、事業の継続を検討する必要があります。



## IV. 子どもをまもり支援する体制づくり

### (1) 児童虐待防止対策の推進についての課題

#### ■ 児童虐待防止体制の充実

子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会で各関係機関の意識統一をはかり、「声かけて みんなで育てよう 子ども達」をスローガンに、見守りの強化に努めていく必要があります。

### (2) 発達障害児支援の推進についての課題

#### ■ 障害児支援施策の充実

発達障害児及び発達の気になる子どもについては、特に個々の対応が必要であり、保育所の巡回相談等で、心理士・保育士・保健師で対応を検討しています。

心理士による子育て相談も利用がない場合もあり、相談の実施方法については検討が必要です。

要支援児に対しては保護者の受け止めへの支援や発達障害への理解を促すことが必要であり、子どもの発達についてや発達障害についての普及啓発も必要と思われます。

障害福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援等）について情報提供し、個々の特性に合わせた専門的支援が受けられるよう、引き続き努めていきます。

要支援児にかかわる関係機関の連携が課題です。

#### ■ 親支援の充実

発達障害児及び発達の気になる児童・生徒の保護者を対象に、親同士の交流の場として「親の会スマイル」を開催していますが、参加者が固定化しています。今後も周知を図り、安心して話せる場づくりや、保護者同士のつながるきっかけづくりとなれるよう努めていきます。

## 第4章 計画の基本的な考え

### 1 基本理念

本計画では、平成21年度に策定した「久米南町子育てプラン」の基本理念を引き継ぐものとしていきます。

全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障し、「子どもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育ち、これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する」という基本理念の実現を目指して計画に取り組んでいきます。

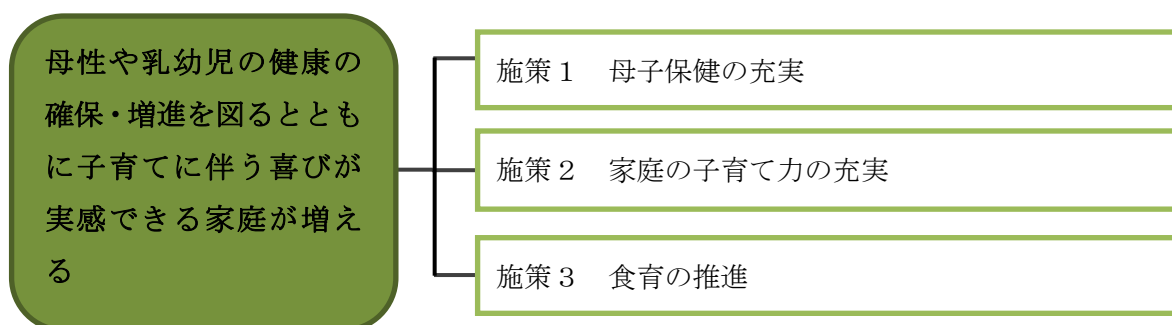
#### 【基本理念】

子どもの幸せの視点に立って、久米南町の次世代を担う子どもたちが、  
心身ともに健やかに生まれ育ち、  
これからも住み続けたいと思える地域づくりを推進する

## 2 基本目標と分野別施策の展開

前計画の目標と施策を点検・再評価し、本計画における基本目標と主要施策を再構築しました。

### I 母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに子育てに伴う喜びが実感できる家庭が増える



#### 施策1 母子保健の充実

施策事業	具体的な内容
正しい知識の普及と情報提供	<p>子どもの成長段階に応じた育児に関する情報、乳幼児期の健康についての正しい知識や基本的な生活習慣を身につけるための情報、子どもの発達段階に応じた事故防止対策に関する知識などの普及と情報提供に努めます。</p> <p>また、広報誌や告知放送、健康ごよみだけでなく、健診やすこやか相談など母子保健事業の機会を通じて情報提供を図ることによって、全ての人が子育てに関する情報が入手できるよう努めます。</p>
健康診査の充実	<p>町では健康診査の充実への取組みとして、個別通知、保健師や保育所、愛育委員からの声かけによる受診勧奨、告知放送による健診のお知らせを行うとともに、健康診査の必要性についても伝え、未受診者が「0」になるように努めます。また、受診された方の満足度も高めていけるよう努めます。</p>

<p>相談体制の充実</p>	<p>妊娠・出産・育児を切れ目なく支援するため、妊娠届出時に面接を行います。不安がある方や相談相手がいない方などは家庭訪問を行い、対応します。</p> <p>また、出産後、早期に新生児・乳児訪問を行い、産後うつの予防及び子育て不安の軽減を図ります。</p> <p>今後は、相談事業を継続するとともに、実施にあわせて参加勸奨を行っていきます。</p>
<p>歯の健康づくり</p>	<p>健診及び歯科教室などの機会を通じて、おやつを含めた食生活や正しい歯磨きの方法を普及するとともに、健診、歯科教室を通じてフッ素塗布経験児の増加を図ります。</p> <p>今後も、保育所・学校などと連携し、子どもの歯の健康づくりを支援していきます。</p>
<p>思春期保健対策の充実</p>	<p>思春期の性や心の問題についての保健指導や教育の充実を図り、悩みを解消できる人が増えるよう対策を図ります。</p> <p>町では、愛育委員による禁煙の呼びかけや自殺予防の広報、心の相談についての広報を行っており、また、個別支援が必要な児童・生徒には家庭訪問など適宜対応を行っています。</p> <p>今後も、思春期保健対策の充実のため、小・中学校と連携を図り、スクールカウンセラーの配置も継続していきます。</p>
<p>小児医療</p>	<p>子どもの救急医療のかかり方や病気の対応について、母親クラブ親子会を対象に愛育委員会主催の研修会を実施します。</p> <p>また、救急の日や小児救急電話相談#8000 などについては、すこやか交流会や乳幼児健診などで啓発をしていきます。</p> <p>子どもにかかる医療費についても、県の小児医療の対象を町が拡充しています。</p> <p>平成 24 年度に発足した地域医療ミーティング推進協議会でも普及・啓発を行っていきます。</p>
<p>不妊治療・不育治療対策の充実</p>	<p>不妊治療費助成事業及び不育治療支援事業を継続して実施してきます。適宜、岡山県不妊専門相談センターや保健所との連携を図り、対象者への情報提供に努めます。</p>

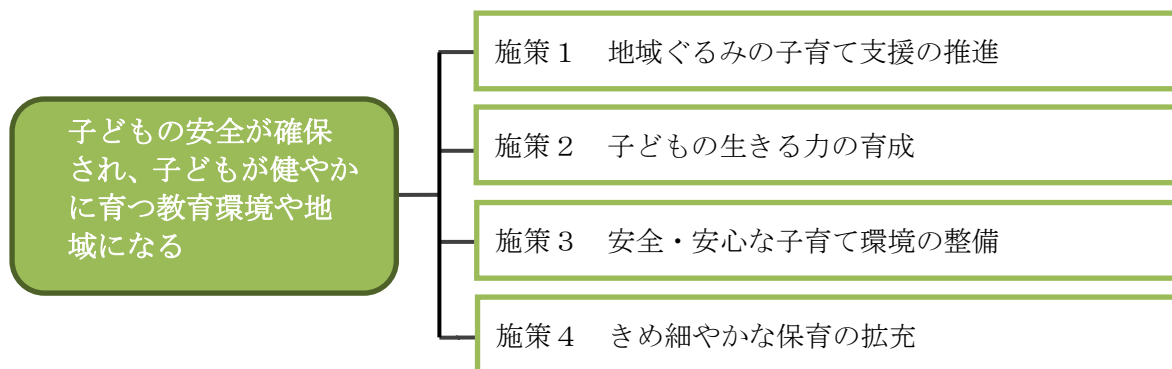
## 施策2 家庭の子育て力の充実

施策事業	具体的な内容
次世代の親の育成	<p>乳幼児とのふれあい体験を通して、将来の子育てに対する意欲を高め、生命の継承の大切さについて理解を深める活動として、保育所のボランティアで子どもとのふれあい体験を行ったり、中学生を対象に、愛育委員会主催の「親子ふれあい遊び」や「思春期ふれあい事業」を実施します。</p>
家庭の教育力の向上	<p>子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報の提供を行うとともに、母子保健事業において、生活習慣やマナーについて情報提供を行います。</p> <p>また、父親の子育て参加の促進を図るとともに、親同士の交流や仲間づくりを進めるため、保護者全体が教育力を高められるよう、普及啓発の研修会などを実施していきます。</p> <p>また、祖父母世代へも「子育て・孫育て」について情報提供し保護者の孤立を防いでいきます。</p>

## 施策3 食育の推進

施策事業	具体的な内容
「食育」の推進	<p>町では、乳幼児を持つ保護者に対しては、乳幼児健診にて離乳食の試食や栄養士による個別指導を行い、健康な食習慣の大切さを学ぶ機会をつくります。また、母子研修会にて調理実習などを実施し、家庭での食育の実践につなげていきます。</p> <p>小中学生を持つ保護者に対しても料理教室を実施し、保護者に朝食の大切さなどを理解してもらうとともに、次世代の親となる小学生、中学生への食育も行っていきます。</p> <p>保育所では、地産池消の献立を工夫し行事食や季節感のある給食を提供するとともに、クッキングや野菜作り等を行い、子どもへの食育を推進していきます。</p> <p>その他、食育に取り組んでいる学校、栄養改善協議会等地域ボランティア、農林業者、食品関連事業者等の関係機関団体によるネットワークづくりを進め、生涯にわたり健康な食生活が実践できるよう、久米南町食育推進計画を策定し、地域ぐるみの食育に取り組んでいきます。</p>

## II 子どもの安全が確保され、子どもが健やかに育つ教育環境や地域になる



### 施策1 地域ぐるみの子育て支援の推進

施策事業	具体的な内容
子育て支援ネットワークの充実	<p>町では、愛育委員会、栄養改善協議会、民生児童委員協議会、自治会連合会、婦人協議会、母親クラブ親子会、人権擁護委員協議会など子育てに関する地域組織が連携し、子育て支援体制を推進します。平成14年に設置した「子育て支援ネットワーク協議会」では、子育て支援・見守りの充実のために会議や研修会を開催しています。</p> <p>さらに、子育ての問題を地域全体のこととして、老人クラブ連合会、体育協会、スポーツ推進委員会などからの支援体制を強化します。</p>
母親クラブ親子会の活動の充実	<p>母親クラブ親子会では、子育て中の親と子を対象に情報交換や交流ができる場として、子育てサロンや季節行事（おでかけ会、クリスマス会）などを開催しています。</p> <p>今後も、地域住民とのつながりを大切にし、みんなで子育てに取り組めるような活動を推進できるよう、町としても支援をしていきます。</p>

## 施策2 子どもの生きる力の育成

施策事業	具体的な内容
地域・世代間交流の促進	<p>子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて多様な体験を行う事により、豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高めるとともに、生きる力を養います。</p> <p>町では、保育所での三世代ふれあい交流事業や夏休み期間中の地域（公民館・集会所・広場など）でのラジオ体操に取り組んでいます。</p> <p>また地域では、季節の行事に合わせて三世代交流が行われています。</p>
豊かな心をはぐくむ教育の推進	<p>乳幼児健診及び1歳6ヶ月・2歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診にて、ブックスタートの実施や待合の時間での読み聞かせを行っています。また、すこやか交流会や子育て教室、赤ちゃん教室（ベビーマッサージ）の際にも読み聞かせを行い、保護者へ読み聞かせによる豊かな心をはぐくむ教育の必要性を伝えています。</p> <p>保育所では毎月絵本の配布があり、家庭での読み聞かせを推奨しています。図書館での読み聞かせ会も定期的を実施していきます。小学校でもボランティアによる本の読み聞かせが定期的に行われています。</p> <p>現在、「ノーメディア週間」の取組みを保育所及び小・中学校で行っています。今後は、地域へも広めていきます。</p>

### 施策3 安全・安心な子育て環境の整備

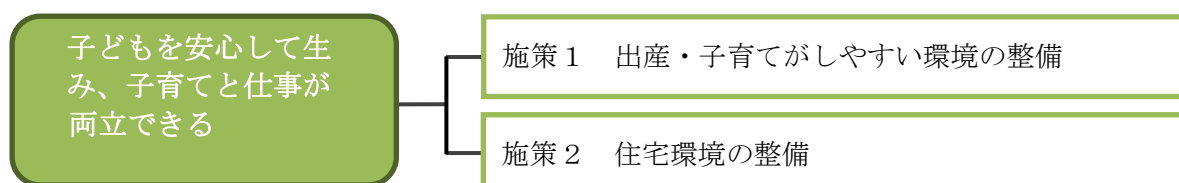
施策事業	具体的な内容
安全な遊び場の整備	<p>弓削・誕生寺・神目の広場については、専門家の遊具点検のほか、各地区の母親クラブ親子会が奉仕作業や安全点検を適宜行っています。</p> <p>また、遊具などの危険箇所を発見した際には、保健福祉課に報告があり、町が対応しています。</p> <p>今後も、母親クラブ親子会による安全点検の実施を継続して安全な遊び場の確保に努めます。</p>
安全な生活環境の整備	<p>子どもたちの「地域住民の見守り隊」として、ボランティアが弓削、神目、誕生寺の各小学校区にて登下校時に安全確保と被害の未然防止を図っています。また、誕生寺については老人クラブによる軽トラパトロール隊も見守り活動をしています。</p> <p>家庭の事故防止の啓発のため、各健診にて事故の有無や対策についてのアンケートを実施し、個別指導を行うとともに、すこやか交流会など母子保健事業の機会に事故防止についての呼びかけを実施します。</p>
子育て生活支援の推進	<p>紙おむつ等の処理に使用する指定ごみ袋を支給し、子育て支援や環境整備を行っています。</p> <p>支給対象は、満2歳に達するまでの乳幼児を養育する方です。</p>



#### 施策4 きめ細やかな保育の拡充

施策事業	具体的な内容
保育サービスの充実	<p>保護者が病気や、就労などによる緊急、一時的な保育及び保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育所で一時的に生後1歳～就学前までの子どもを預かります。</p>
学童保育の充実	<p>町では、学校の放課後（15時から18時半）に町内の2小学校（神目・弓削）で学童保育を実施しています。小学校区ごとで運営委員会を設置、放課後児童支援員2名体制で余裕教室やふれあい園舎で勉強や遊びなどを実施しています。開設については長期休み（夏休みなど）は除いていますが、学校行事による平日の振替休日は午前8時半から開設しています。終業式など半日で学校が終わるときには11時半から開設します。</p> <p>また、夏休みには町内小学生を対象に夏季放課後児童健全育成事業「エンゼルサマースクール」を実施しています。</p> <p>また、保育内容の充実と支援員の確保・育成に努めていきます。</p>
発達障害児支援の充実	<p>津山みのり学園に心理士の派遣を依頼し、保育所巡回相談を実施しています。町内3保育園に各3回実施し、発達が気になる幼児への対応について保育士と情報交換をします。</p> <p>経過観察が必要な幼児については、月1回子育て教室にて対応し、保護者同士の座談会及び個別相談も行っています。</p> <p>美作保健所での「子どもの心とからだの総合相談」、津山児童相談所、医療機関へ紹介を行い、療育へつないでいます。</p> <p>また、不登校・保健室登校児の対応も行っています。</p> <p>今後も、子どもの発達及び発達障害についての知識の普及に努め、必要な支援につなげていきます。</p>

### Ⅲ 子どもを安心して生み、子育てと仕事が両立できる



#### 施策1 出産・子育てがしやすい環境の整備

施策事業	具体的な内容
出産・子育てがしやすい環境の整備	子育てと仕事が両立でき、男女がともに子育てがしやすい職場づくりのために、事業者の積極的な子育て支援対策の促進を目指して、事業者などへの啓発や、パンフレットの配布など情報提供を行います。

#### 施策2 住宅環境の整備

施策事業	具体的な内容
子育て家庭に配慮した住宅の確保	<p>町では、子育て家庭に配慮した住宅の確保を推進するため、分譲宅地の整備や居住支援を行っています。</p> <p><b>【分譲宅地】</b> 神目、弓削地区で分譲宅地の募集を行っています。</p> <p><b>【若者定住促進住宅】</b> 以下のいずれかに該当し、住居に困窮していることが明らかな者を対象とした、子育て世代や若者世代向けの住宅を設置します。</p> <p>(1)夫婦どちらかが満40歳未満の者。 (2)義務教育までの同居者がいる場合、満40歳以上でも可。 (3)単身者の場合、満40歳未満の者、ただし、2DKに限る。</p>

#### 【民間賃貸住宅家賃助成】

平成 25 年度から「民間賃貸住宅家賃助成」を実施しています。以下の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)から(5)までの全ての条件を満たす方に対して、月額家賃の 10 分の 4 を助成します。(月額上限 15,000 円、助成期間は 60 か月を上限とする)

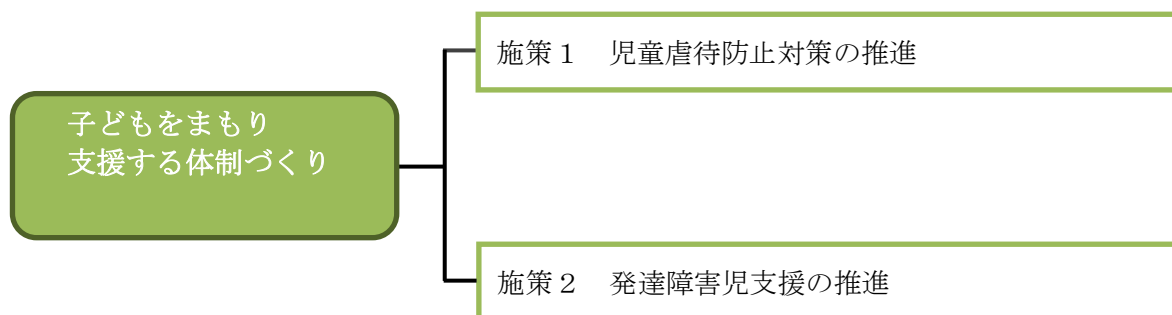
- (1) 結婚した方(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満 40 歳未満)であること
- (2) 同居者に義務教育終了前の方を養育している方であること。
- (3) 自ら賃貸住宅家賃などの家賃を支払っていること。
- (4) 世帯全員に町税などの滞納がないこと。
- (5) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

#### 【分譲宅地購入助成金】

平成 26 年度から「分譲宅地購入助成金」を改正し、従来の 50 万の助成金に加え、以下の要件のいずれかを満たす場合は、さらに 50 万円の助成を実施します。

- (1) 夫婦のいずれかが満 40 歳未満の方。(婚姻の予約者含む)
- (2) 満 40 歳未満の単身者。
- (3) 同居者に義務教育終了前の方があること。

#### IV 子どもをまもり支援する体制づくり



##### 施策1 児童虐待防止対策の推進

施策事業	具体的な内容
児童虐待防止体制の充実	児童虐待防止体制を強化するために、地域組織の子育て支援（虐待防止）ネットワーク協議会の連携を強化し、子育て家庭への「声かけ運動」を実践します。また、小・中学校や児童相談所と連携を図り、虐待の発生を防止し、早期発見、早期対応を図れるよう支援体制を充実していきます。

##### 施策2 発達障害児支援の推進

施策事業	具体的な内容
障害児支援施策の充実	発達障害のある子どもの子育ては、保護者の育児不安、育児負担、児童虐待につながりやすいため、障害を早期発見し、適切な療育、保護者の負担軽減、一人一人のニーズに合わせた相談支援体制の整備を図っていきます。 継続して子どもの発達及び発達障害についての知識の普及に努め、障害福祉サービス等の必要な支援につなげていきます。
親支援の充実	発達の気になる幼児と保護者を対象に子育て教室を月1回実施し、保護者同士の座談会も同時に実施します。 また、発達障害児及び発達の気になる児童・生徒の保護者を対象に親同士の交流の場として「親の会スマイル」を2ヶ月に1回開催します。

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量・確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
時間外保育事業（延長保育事業）	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）		町内全域とする。
放課後児童健全育成事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
病児・病後児保育事業		現状どおり、町外病院へ委託とする。
ファミリー・サポート・センター事業		実施しない。
妊婦健診事業		現状どおり、町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業		現状どおり、町内全域とする。
養育支援訪問事業		町内全域とする。
利用者支援に関する事業（新規）		町内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）		町内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）		町内全域とする。

## 2 教育・保育提供体制の確保

### 教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果をもとに、久米南町に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」などの「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### ①教育・保育施設及び事業

教育・保育施設及び地域型保育事業	対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） 【専業主婦（夫）家庭や、就労時間が町の基準よりも短い家庭等で、幼稚園等での教育を希望する家庭】	3～5歳
2号認定①（幼稚園） 【共働きなど「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望する家庭】	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所） 【共働きなど「保育の必要な事由」に該当する、上記以外の家庭】	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） 【共働きなど「保育の必要な事由」に該当する家庭】	0～2歳

#### ②計画期間の教育・保育施設の需要量と確保の方策

	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
	1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号				
	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
A 見込量合計	2	65	10	32	2	60	9	30	2	51	9	27	2	56	9	26	2	51	9	25	
B 確保 方策	特定教育・保育施設	2	65	10	32	2	60	9	30	2	51	9	27	2	56	9	26	2	51	9	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過不足 B-A=	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本町では、教育・保育施設として保育所が3施設あり、利用希望数が定員総数に達していません。しかしながら、年齢によっては供給可能量をニーズ量が上回ることも予測されます。町外施設での保育（広域保育）等の利用ニーズも考慮しながら、需給調整を検討していきます。

また、地域型保育事業についても今後要望があれば慎重に検討します。

### **3 教育・保育施設の一体的提供の推進**

---

教育・保育施設の一体的提供の推進を図るため、保育所間の人事異動や職員配置基準の見直しを行うとともに、研修を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めていきます。

また、施設の整備についても、地域の実情や保育所の状況、教育・保育の量の見込みや町の財政状況などを考慮するとともに、地域住民の理解を十分得たうえで、施設の整備をしていきます。

### **4 教育・保育の質の向上へ向けた取り組み**

---

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園、保育所と小学校などとの連携を推進し、教育・保育の質の向上へ取り組んでいきます。

今後、本計画の最終年度である平成31年度に向け、認定こども園の設置についても慎重に検討します。

## 5 地域子ども・子育て支援体制の確保

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

#### ①時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

本町では、保護者の就労と子育ての支援を行うため、通常の利用時間を延長して対応しています。今後も要望があれば慎重に検討します。

(実人数/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
②確保方策	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
過不足②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

今後も児童相談所等の関係機関と連携を取りながら進めていきます。

(実人数/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4 人日	4 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足②－①＝	▲4 人日	▲4 人日	▲3 人日	▲3 人日	▲3 人日



### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

今後も、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、学習や多様な体験・活動を行うことができるよう、教育、福祉の所管部署が協力していきます。

また、放課後子ども教室の活動についても、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として体験・交流活動等を行っていますが、今後はその充実に努めます。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40 人	39 人	39 人	33 人	33 人
②確保方策	40 人	39 人	39 人	33 人	33 人
過不足②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5 人	4 人	4 人	4 人	4 人
②確保方策	5 人	4 人	4 人	4 人	4 人
過不足②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月
合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	45 人	43 人	43 人	37 人	37 人
②確保方策	45 人	43 人	43 人	37 人	37 人
過不足②－①＝	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月

### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業などが該当します。

今後も現状を維持しながら、要望があれば適切な対応をしていきます。

人回/月	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	34 人回	31 人回	29 人回	28 人回	27 人回
②確保方策	34 人回	31 人回	29 人回	28 人回	27 人回
過不足②－①＝	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

⑤一時預かり事業（幼稚園における預かり保育以外の一時預かり）

通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、幼稚園以外の施設で不定期に利用する場合の事業です。

今後も現状を維持しながら、要望があれば適切な対応をしていきます。

（人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
②確保方策	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
過不足②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などをする事業です。

現在、町外の病院と委託契約していますが、町内での実施が課題となっており、今後慎重に検討していきます。

（人日/年）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	37 人日	37 人日	37 人日	37 人日	37 人日
②確保方策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
過不足②－①＝	▲27 人日	▲27 人日	▲27 人日	▲27 人日	▲27 人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

今後、要望があれば慎重に検討していきます。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過不足②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑧妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も国・県の動向をみながら必要があれば検討していきます。

(人/年)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	252 人/年	224 人/年	224 人/年	210 人/年	210 人/年
②確保方策	252 人/年	224 人/年	224 人/年	210 人/年	210 人/年
過不足②－①＝	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年	0 人/年

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

今後も現状を維持しながら、適切な対応をしていきます。

(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	18人	16人	16人	15人	15人
②確保方策	18人	16人	16人	15人	15人
過不足②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

今後も現状を維持しながら、適切な対応をしていきます。

(件/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12件	12件	12件	12件	12件
②確保方策	12件	12件	12件	12件	12件
過不足②-①=	0件	0件	0件	0件	0件

⑪利用者支援事業（新規）

子ども及びその保護者など、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言などを行う事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

特定教育・保育などを受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部または一部を、所得に応じて助成する事業です。

今後、慎重に検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

今後、慎重に検討します。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取組み

---

質の高い地域子ども・子育て支援事業に取り組むため、各関係機関の密接な連携を図るとともに、県との間においても、地域子ども・子育て支援事業の運営状況など必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど相互に密接な連携を図ります。

また、施設整備については、地域の実情や保育所、小学校の状況、量の見込みや町の財政状況などを考慮するとともに、地域住民の理解を得たうえで、施設の整備に取り組みます。

今後も住民が希望するニーズに応えられるよう、地域の枠を超えた利用を想定し、近接する市町村と連携を図り、住民の要望に出来る限り応えられるように努めます。

## 7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み

---

### ■仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しの推進による子育ての両立を支援するとともに、町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援するなど、子育てと子育てを支える環境づくりに取り組みます。

また、企業においては、働いている全ての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

町では、ワーク・ライフ・バランスの推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度などの普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進など、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援に取り組んでいきます。

## 第6章 計画の推進に当たって

### 1 計画の推進体制

---

#### ■計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育など、様々な分野にわたっています。このため、自治会連合会、民生・児童委員協議会、主任児童委員、愛育委員会、栄養改善協議会、母親クラブ親子会、婦人協議会、人権擁護委員をはじめ、保育所、小・中学校などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握して子育て支援を推進していきます。

### 2 計画の点検・評価・改善

---

#### ■久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会で協議しながら、事業の見直し、改善を図ります。

また、施策の実施に当たっては、柔軟な取組みが不可欠であることから、必要に応じて改善を図るため、各年度に施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

久米南町子育て支援ネットワーク  
こんな取組みを進めています

【自治会連合会】

地域の見守り強化に努める  
自然とのふれあいを伝える  
三世代交流で交流を深める

【民生委員児童委員協議会】

地域の見守り強化に努める  
自然にあいさつする環境づくり  
学校と地域の連携役となる

【愛育委員会】

地域の方への声かけ・見守り  
小・中学生へのあいさつ運動  
お誕生日訪問で母と子を知る  
親子ふれあい事業で交流する

【栄養改善協議会】

食を通しての子育て支援  
手作り料理の楽しさを伝える  
朝食食べよう大作戦を展開  
親子ふれあい事業で交流する

【母親クラブ親子会】

わらいごえ 地域をこえて  
ひびかせよう  
親子ふれあい事業で学びを深める  
勧誘し会の活動を活発にしてい

【婦人協議会】

安心して子育てできる  
環境づくりをする  
地域見守り隊として活動する  
気軽に声かけし顔見知りになる

【人権擁護委員】

身近なところから声かけする  
子どもの人権を守るため  
「SOSミニレター」を配布

久米南町の子育て支援を  
応援します！

- \* 町内医師会
- \* 美咲警察署
- \* 津山児童相談所
- \* 美作県民局
- \* 美作保健所
- \* 法務局津山支局



## 資料

---

## 久米南町母子保健計画・健やか親子21の指標と目標量

子育て支援の目標		ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標
虐待をしているのではと思う親の割合	乳幼児	16.0%	減少	減少
	学童	14.0%	減少	減少
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	乳幼児	83.0%	85.0%	90.0%
	学童	75.7%	80.0%	85.0%
子育てに自信が持てないことがある親の割合	乳幼児	25.5%	減少	減少
	学童	33.1%	減少	減少
子育てに不安や負担を感じる親の割合	乳幼児	46.8%	減少	減少
	学童	58.1%	減少	減少
育児の相談ができる人がいる親の割合	乳幼児	90.4%	増加	増加
	学童	94.9%	増加	増加
子育てについて家族で話し合う機会がある割合	乳幼児	83.0%	増加	増加
	学童	82.4%	増加	増加
気分転換をするのに家族の理解が得られている親の割合	乳幼児	68.1%	増加	増加

### 「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」

指標名		ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標	
妊産婦死亡率		0%	0%	0%	
全出生数中の低出生体重児の割合		8.3%	減少	減少	
妊娠・出産について満足している者の割合		調査	増加	増加	
むし歯のない3歳児の割合		85.2%	90.0%	95.0%	
妊娠中の妊婦の喫煙率		8.6%	0%	0%	
育児期間中の両親の喫煙率	母親	9.6%	7.0%	5.0%	
	父親	37.3%	30.0%	18.5%	
妊娠中の飲酒率		9.6%	0%	0%	
乳幼児健康診査の受診率（未受診率）	乳幼児	86.8% (13.2%)	90.0%	95.0%	
	1歳6ヶ月児	81.8% (18.2%)	90.0%	95.0%	
	2歳6ヶ月児	90.0% (10.0%)	93.0%	95.0%	
	3歳6ヶ月児	93.1% (6.9%)	95.0%	97.0%	
小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合		調査	75.0%	90.0%	
子どものかかりつけ医を持つ親の割合	医師	乳幼児	94.7%	96.0%	98.0%
		学童	89.6%	92.0%	95.0%
	歯科 医師	乳幼児	調査	増加	増加
		学童	調査	増加	増加

仕上げ磨きをする親の割合（毎日）	1歳6ヶ月児	94.4%	98.0%	100%
	2歳6ヶ月児	94.4%	98.0%	100%
	3歳6ヶ月児	77.7%	83.0%	90.0%
周産期死亡率	出産	0%	維持	維持
	出生	0%	維持	維持
新生児死亡率		0%	維持	維持
乳児（1歳未満）死亡率		0%	維持	維持
幼児（1～4歳）死亡率		0%	維持	維持
乳児のSIDS死亡率		0%	維持	維持
正期産児に占める低出生体重児の割合		8.3%（年次）	—	—
妊娠11週以下での妊娠の届出率		92.0%	—	—
出産後1か月時の母乳育児の割合		調査	—	—
産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の割合		7.1%	—	—
1歳までにBCG接種を終了している者の割合		90.9%	増加	増加
1歳6ヶ月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	混合	94.4%（三・四）	増加	増加
	MR	77.8%	増加	増加
不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数		3件	—	—

### 「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」

指標名		ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標
十代の自殺死亡率		0%	維持	維持
十代の人工妊娠中絶率		0% (H24)	維持	維持
性感染症を知っている高校生の割合		89.9%	増加	増加
生徒における痩身傾向児の割合	中学生	9.8%	減少	減少
	高校生	11.6%	減少	減少
生徒における肥満傾向児の割合	中学生	2.9%	減少	減少
	高校生	4.7%	減少	減少
歯肉に炎症のある十代の割合		調査	減少	減少
十代の喫煙（経験）率	中学生	6.7%	0%	0%
	高校生	15.7%	0%	0%
十代の飲酒（経験）率	中学生	9.6%	0%	0%
	高校生	37.1%	0%	0%
朝食を欠食する子どもの割合	小6	21.3%	減少	減少
	中学生	8.5%	減少	減少
	高校生	19.8%	減少	減少
家族など誰かと食事をする子どもの割合	小6	朝	89.4%	増加
		夕	100%	維持
	中学生	朝	75.9%	増加
		夕	98.3%	増加

### 「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」

指標名	ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	調査	増加	95.0%
妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う 就労妊婦の割合	調査	増加	95.0%
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	調査	増加	70.0%
マタニティマークを知っている町民の割合	調査	増加	55.0%
積極的に育児をしている父親の割合	42.6%	50.0%	55.0%
個人の希望する子どもの数、個人の希望する子ども数と出生子 ども数の差	調査	—	—
不慮の事故による死亡率	0%	維持	維持
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けるこ とができないよう工夫した家庭の割合	調査	増加	増加
父親の育児休業取得割合	調査	—	—

### 「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」

指標名	ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標	
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があ る母親の割合	乳幼児	83.0%	85.0%	90.0%
	学童	75.7%	80.0%	85.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	調査	90.0%	95.0%	
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	調査	90.0%	95.0%	
発達障害を知っている町民の割合	調査	80.0%	90.0%	
就学前の障害児に対する通所支援の利用者数 (実/延)	6/37	—	—	

### 「妊娠期からの児童虐待防止対策」

指標名	ベースライン (H25年度)	中間 (H31) 目標	最終 (H36) 目標	
児童虐待による死亡数	0人	維持	維持	
子どもを虐待していると思われる親の割合	乳幼児	16.0%	減少	減少
	学童	14.0%	減少	減少
児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知 っている町民の割合	調査	80.0%	90.0%	
乳幼児揺さぶられ症候群 (SBS) を知っている親の割合	調査	増加	100%	
町における児童虐待相談の対応件数	31	—	—	

